

財政的援助団体等監査の結果に 基づく措置事項

平成 2 0 年 度

佐 賀 県 監 査 委 員

目 次

1	重要な指摘事項に係る措置事項	1
	(出資団体関係)	
1 - 1 - 1	出資団体関係に対するもの	
	財団法人佐賀県地域福祉振興基金(地域福祉課、長寿社会課)	1
	社団法人佐賀県玄海栽培漁業協会(水産課)	2
	財団法人佐賀県緑化流通センター(森林整備課)	2
1 - 1 - 2	所管課に対するもの	
	森林整備課(財団法人佐賀県緑化流通センター)	2
	(補助金等交付団体関係)	
1 - 2 - 1	補助金等交付団体に対するもの	
	新うまい佐賀のりづくり運動推進本部(流通課)	3
	(公の施設の指定管理団体関係)	
1 - 3 - 1	指定管理団体に対するもの	
	財団法人佐賀県手をつなぐ育成会(障害福祉課)	5
	太良町(港湾課)	5
1 - 3 - 2	所管課に対するもの	
	有明海再生・自然環境課	
	〔唐津市(佐賀県波戸岬海浜公園・佐賀県風に見える丘公園)〕	6
	港湾課〔伊万里市(伊万里人工海浜公園)〕	7
	港湾課〔太良町(太良人工海浜公園)〕	7
	港湾課〔小城市(住ノ江港緑地)〕	8
2	その他指摘事項・検討を要する事項に係る措置事項	9
2 - 1	各団体に対するもの	
	財団法人佐賀県女性と生涯学習財団	
	(男女参画・県民協働課、社会教育・文化財課)	9
	財団法人佐賀県芸術文化育成基金(政策監グループ)	10
	財団法人佐賀県地域福祉振興基金(地域福祉課、長寿社会課)	10
	財団法人佐賀県長寿社会振興財団(長寿社会課)	11
	財団法人佐賀県生活衛生営業指導センター(生活衛生課)	12

財団法人佐賀県食鳥肉衛生協会（生活衛生課）	12
財団法人佐賀県地域産業支援センター	
（新産業課、新エネルギー産業振興課、商工課、雇用労働課）	13
佐賀県信用保証協会（商工課）	15
佐賀県漁業信用基金協会（生産者支援課）	15
社団法人佐賀県農地保有合理化事業公社（農産課）	16
財団法人佐賀県青年農業者育成センター（農産課）	16
社団法人佐賀県玄海栽培漁業協会（水産課）	17
財団法人佐賀県緑化流通センター（森林整備課）	18
財団法人佐賀県教育文化振興財団（社会教育・文化財課）	19
財団法人佐賀県体育協会（体育保健課）	21
社会福祉法人つぼみ会（長寿社会課）	23
社会福祉法人佐賀春光園（障害福祉課）	23
特定非営利活動法人吉野ヶ里（障害福祉課）	24
プライムデリカ株式会社（企業立地課）	24
牛津芦刈商工会（商工課）	24
新うまい佐賀のりづくり運動推進本部（流通課）	25
佐賀県農林水産物等輸出促進協議会（流通課）	26
唐津市〔佐賀県波戸岬海浜公園・佐賀県花と冒険の島〕	
（有明海再生・自然環境課）	29
財団法人佐賀県母子寡婦福祉連合会〔佐賀県母子福祉センター〕	
（母子保健福祉課）	31
社会福祉法人佐賀県社会福祉協議会〔佐賀県立児童養護施設聖華園〕	
（母子保健福祉課）	31
財団法人佐賀県手をつなぐ育成会〔知的障害者通勤寮九千部寮・金立寮〕	
（障害福祉課）	32
佐賀県物産振興協会〔佐賀県産業振興センター〕	
（商工課）	34

2 - 2 各所管課に対するもの

【出資団体関係】

男女参画・県民協働課、社会教育・文化財課	
（財団法人佐賀県女性と生涯学習財団）	35

長寿社会課（財団法人佐賀県長寿社会振興財団）	36
新産業課、商工課、新エネルギー産業振興課、雇用労働課 （佐賀県地域産業支援センター）	37
商工課（佐賀県信用保証協会）	39
森林整備課（財団法人佐賀県緑化流通センター）	40
社会教育・文化財課（財団法人佐賀県教育文化振興財団）	42
体育保健課（財団法人佐賀県体育協会）	44
【補助金等交付団体関係】	
こども未来課（社団法人佐賀県私立幼稚園退職金社団）	45
こども未来課（学校法人正安寺学園ほか74団体）	46
こども未来課（学校法人九州アカデミー学園ほか8団体）	46
循環型社会推進課（株式会社梅の花ほか1団体）	47
長寿社会課（社会福祉法人つぼみ会ほか5団体）	48
長寿社会課（社会福祉法人真栄会ほか22団体）	49
障害福祉課（社会福祉法人佐賀春光園）	49
障害福祉課（特定非営利活動法人つくしのさとほか15団体）	50
企業立地課（株式会社損害保険ジャパン）	51
企業立地課（プライムデリカ株式会社ほか1団体）	51
流通課（佐賀県玄海漁業協同組合連合会）	52
生産者支援課（佐賀県農業会議）	53
畜産課（佐賀県農業協同組合）	53
農地整備課（伊万里市土地改良区ほか11団体）	54
学校教育課（佐賀県人権・同和教育研究協議会）	54
【指定管理団体関係】	
有明海再生・自然環境課 〔唐津市（佐賀県波戸岬海浜公園、佐賀県花と冒険の島）〕	55
母子保健福祉課〔財団法人佐賀県母子寡婦福祉連合会 （佐賀県母子福祉センター）〕	56
母子保健福祉〔社会福祉法人佐賀県社会福祉協議会 （佐賀県立児童養護施設聖華園）〕	57
障害福祉課〔財団法人佐賀県手をつなぐ育成会 （知的障害者通勤寮九千部寮・金立寮）〕	58

商工課〔佐賀県物産振興協会（佐賀県産業振興センター）〕・・・・・・・・	59
港湾課〔伊万里市（伊万里人工海浜公園）〕・・・・・・・・・・・・・・・・	60
港湾課〔太良町（太良人工海浜公園）〕・・・・・・・・・・・・・・・・	62
港湾課〔小城市（住ノ江港緑地）〕・・・・・・・・・・・・・・・・	62

1 重要な指摘事項に係る措置事項

1 - 1 - 1 出資団体関係に対するもの

監 査 対 象 機 関	財団法人佐賀県地域福祉振興基金
監 査 執 行 年 月 日	平成 2 0 年 1 0 月 7 日
<p>(監査の結果)</p> <p>(1) 地域福祉活動推進事業、高齢者保健福祉推進事業の執行で改善を要するものがあった。</p> <p>地域福祉活動推進事業については、県社協が助成事業者（間接助成）となり市町の社会福祉協議会が実施する事業に対して助成している。</p> <p>県社協が助成事業者として、基金に事業費の交付申請をしているが、市町社協及び各団体の申請を待たずに県社協の事業予算に基づき申請をしていることから、適正な申請額とはなっていない。（前回の指摘から改善なし）</p> <p>当初申請額 9,912 千円 実申請額 6,171 千円</p> <p>また、県社協の助成金に係る変更交付申請時期が年度末となっていることから、助成金の追加募集ができなくなり、結果的に多額の不用額となっていた。</p> <p>助成事業予算額 11,496 千円 - 当初申請額 9,912 千円 = 残額 1,584 千円</p> <p>助成事業決算額 6,171 千円 不用額 5,325 千円（執行率 53.6%）</p> <p>さらに、高齢者保健福祉推進事業も、予算 25,672 千円に対し決算 15,420 千円で、不用額は 10,252 千円と多額になっていた（執行率 60.1%）。</p> <p>効率的な助成金事業の執行を検討されたい。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>【所管課 地域福祉課、長寿社会課】</p> <p>地域福祉活動推進事業は、県社協及び市町社協の自主財源確保のため、昭和 55 年に県、市町村、県社協の出資により設立されたものであり、平成 3 年に国の交付税措置で設置された高齢者保健福祉推進事業とは基本的に異なっている。</p> <p>このため、地域福祉活動推進事業は、県社協が事業の企画立案を行い、市町社協等と協働で事業を実施するものであり、実施主体はあくまで県社協である。</p> <p>なお、これまで両者の違いを十分認識せずに取り扱いを行ってきた点については、今後改善を行なっていきたい。</p> <p>また、効率的な事業の執行という点については、広報活動の強化や助成内容の見直し等を実施していくこととしている。</p>

監 査 対 象 機 関	社団法人佐賀県玄海栽培漁業協会
監 査 執 行 年 月 日	平成 2 0 年 1 0 月 1 7 日
<p>(監査の結果)</p> <p>(1) 総会における議決を経ずに出資金を短期借入金の担保に供していた。 短期借入金 1 , 0 0 0 万円の担保として出資金の定期預金 (証書) を差し入れているが、定款第 3 6 条第 2 項の規定による総会における議決を経ていなかった。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>【所管課 水産課】 平成 2 1 年度より総会において議決を経ることにした。</p>

監 査 対 象 機 関	財団法人佐賀県緑化流通センター
監 査 執 行 年 月 日	平成 2 0 年 1 0 月 2 0 日
<p>(監査の結果)</p> <p>(1) 財団の規程類で不備なものがあつた。 財団法人の運営に当たって必要な規程類である会計規程 (経理規程) が整備されていなかった。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>【所管課 森林整備課】 会計規程の整備を行い、平成 2 1 年 4 月 1 4 日開催の臨時理事会で承認を受けた。</p>

1 - 1 - 2 所管課に対するもの

監 査 対 象 機 関	財団法人佐賀県緑化流通センター
所 管 課	森 林 整 備 課
<p>(監査の結果)</p> <p>(1) 財団の規程類で不備なものがあつた。 財団法人の運営に当たって必要な規程類である会計規程 (経理規程) が整備されていなかった。所管課にあっては、団体に対し早急に整備するよう指導されたい。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>平成 2 1 年 4 月 1 4 日開催の臨時理事会で承認を受け、会計規程の整備が行われたことを確認した。</p>

1 - 2 補助金等交付団体に対するもの

監 査 対 象 機 関	新うまい佐賀のりづくり運動推進本部
監 査 執 行 年 月 日	平成 2 0 年 1 0 月 8 日
<p>(監査の結果)</p> <p>(1) 事業計画に基づく事業執行がなされていないものがあった。 佐賀のりブランド確立対策事業のうち 海外市場開拓事業 予算額 1,600 千円、決算額 0 円 高品質ノリ生産推進事業 予算額 534 千円、決算額 0 円 新「佐賀のり」(仮称) プロモーション事業のうち オピニオン関係 予算額 11,000 千円、決算額 0 円 上記事業は、すべて他の事業の流用財源となっていた。事業計画の変更及び予算額の変更に当たっては、推進本部委員会の承認を得て執行すべきである。</p> <p>(2) 事業計画にない事業が執行されていた。また、執行に当たり、事業実施の方針決定が事務局内だけで処理され、執行されていた。 事業計画に計上されていない事業の執行については、少なくとも推進本部長までの方針伺の決裁を受けて執行すべきである。 事業名 佐賀のりファン拡大事業 項目 産地イメージ P R 活動 (予算額 1,708 千円、決算額 2,013 千円) 内容 物産観光展等を利用した P R ・ 海苔店とタイアップによる「華のり」の P R 決算額 947,833 円</p> <p>(3) 県が承認した負担金の事業内容と推進本部の実施内容に重大な相違があった。 県の新規事業評価の統括本部の意見では、「既存事業とのすみわけや振り替え方針を明確にすること」とし</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>【所管課 流通課】 会計規程を改正し、流用手続きを明確にしたところで、事業計画の変更を行う場合は規定に則り、必要に応じて委員会の開催、推進本部長決裁等手続きを行い、適正な事務処理を行うこととする。</p> <p>事業計画にない事業を行う際は推進本部長の承認を得ることとする。また必要な場合は委員会を開催し補正予算対応を行うこととする。</p> <p>本部の事業において、県が承認した負担金の事業内容と重大な相違があった場合は、企画経営グループを通じて事前に県本部長の承認を得ることとする。</p>

て、予算が計上されていたが、以下のとおりの実施内容となっていた。

ア 事業名「佐賀のイメージアップ総合戦略事業」
(事業費 6,000 千円、県負担額 3,000 千円)

県の予算要求時点では、負担金事業で、海外での佐賀のりのPR事業を実施するとして1,284千円を含む6,000千円の事業費の1/2の3,000千円を負担金として支出しているが、県単独事業(県予算)で実施することとして実施されておらず、実施しなかった予算額1,284千円は他の事業に流用されて執行されていた。

イ 事業名 新「佐賀のり」(仮称)
プロモーション事業費
(事業費 50,000 千円、県負担額 25,000 千円)

県の予算要求時点では、負担金事業で、オピニオン関係として11,100千円を含む50,000千円の事業費の1/2の25,000千円を負担金として支出しているが、計画事業は実施されておらず、実施しなかった予算額11,100千円は他の事業に流用されて執行されていた。

1 - 3 公の施設の指定管理団体関係
 1 - 3 - 1 指定管理団体に対するもの

監 査 対 象 機 関	財団法人佐賀県手をつなぐ育成会 (九千部寮・金立寮)
監 査 執 行 年 月 日	平成 2 0 年 7 月 2 4 日
(監 査 の 結 果) (1) 収入の取扱いで、経理規定に反する取扱いがなされていた。 通勤寮を管理する当団体の経理規定では、「資産及び負債の増減及び異動並びに収入支出の区分は、その原因である事実の発生した日の属する会計年度による。」となっているが、自立支援費等収入の収入時期が、平成 1 9 年 2 月分から平成 2 0 年 1 月分の 1 年分が収入されており、経理規定どおりの処理がなされていなかった。	(措 置 の 内 容) 【所管課 障害福祉課】 平成 1 9 年度収支決算については理事会等の承認を受けており、指摘された修正ができなかったが、平成 2 0 年度収支決算で「財団法人佐賀県手をつなぐ育成会経理規定」第 5 条の規定に基づき処理を行った。

監 査 対 象 機 関	太良町(太良人工海浜公園)
監 査 執 行 年 月 日	平成 2 0 年 1 0 月 2 3 日
(監 査 の 結 果) (1) 行政財産の目的外使用許可申請の手続きが取られていなかった。 当施設(海水浴場)の開設期間内に、利用者の利便性を確保するために売店及び自動販売機の設置がなされているが、県に対して施設利用の許可申請がなされず、指定管理者において、独自の許可を行い、使用料を指定管理者が徴収しているものがあった。(使用料徴収額 1,340 円)	(措 置 の 内 容) 【所管課 港湾課】 売店及び自動販売機の設置については、これまで権限移譲事務として佐賀県人工海浜公園条例の「行為許可」として太良町が申請者である太良町観光協会に対して許可を行ってきたところである。 しかし、当該許可は「県有地の施設使用許可」であり、指定管理者である太良町の権限に属するものではない。よって今後は観光協会から県に対して行政財産の目的外使用許可申請を行わせることとする。なお、使用料については「佐賀県行政財産使用料条例」第 5 条の規定により免除することとし、自動販売機の維持管理に係る電気量相当額を指定管理者である太良町が徴収することとする。

1 - 3 - 2 所管課に対するもの

<p>監 査 対 象 機 関</p>	<p>唐津市（佐賀県波戸岬海浜公園、佐賀県風の見える丘公園）</p>															
<p>所 管 課</p>	<p>有明海再生・自然環境課</p>															
<p>（監査の結果）</p> <p>（１）自動販売機の設置に関し、行政財産の目的外使用の許可がなされていなかった。</p> <p>（２）行政財産の目的外使用許可申請がなされていなかった。 レストハウス内に、事業者が施設を使用し、喫茶・軽食営業を行うとともに、自動販売機を設置しているが、知事に対する施設の目的外使用許可申請がなされていなかった。</p> <p>（３）平成１９年度の指定管理経費において、県から指定管理料が過大に支出されているものがあつた。 指定管理者の決定に際して、県と唐津市で管理運営経費の負担について、覚書が締結されているが、覚書どおりの取扱いがなされていなかった。 実績報告書の収支決算書によれば下記のとおりとなっており県が唐津市に対して１３０，５９６円の過大支出となっていた。 覚書に基づく適正な指定管理経費を算定されたい。</p> <p>（記）</p> <table border="1" data-bbox="167 1653 782 1854"> <thead> <tr> <th>収支決算書</th> <th>覚書に基づく県の支出額</th> <th>過大支出額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・管理経費 5,686,008 円</td> <td>5,686,008 円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・利用料金 329,200 円</td> <td>329,200 円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・県委託金 2,809,000 円</td> <td>2,678,404 円</td> <td>130,596 円</td> </tr> <tr> <td>・市費繰入 2,547,808 円</td> <td>2,678,404 円</td> <td>130,596 円</td> </tr> </tbody> </table>	収支決算書	覚書に基づく県の支出額	過大支出額	・管理経費 5,686,008 円	5,686,008 円		・利用料金 329,200 円	329,200 円		・県委託金 2,809,000 円	2,678,404 円	130,596 円	・市費繰入 2,547,808 円	2,678,404 円	130,596 円	<p>（措置の内容）</p> <p>自動販売機の設置について、唐津市の使用許可申請を受け、行政財産使用許可をした。</p> <p>喫茶・軽食コーナーは、唐津観光協会が公有財産使用許可を受けて、経営していたが、唐津市による指定管理とした際、更新を怠っていたもので、改めて、自動販売機と共に、公有財産使用許可をした。</p> <p>指定管理料については、同様に唐津市を指定管理者としている他の２施設や、３年間の管理期間での収支を考慮しながら算定している。</p>
収支決算書	覚書に基づく県の支出額	過大支出額														
・管理経費 5,686,008 円	5,686,008 円															
・利用料金 329,200 円	329,200 円															
・県委託金 2,809,000 円	2,678,404 円	130,596 円														
・市費繰入 2,547,808 円	2,678,404 円	130,596 円														

監 査 対 象 機 関	伊万里市（伊万里人工海浜公園）
所 管 課	港 湾 課
<p>（監査の結果）</p> <p>（１）利用料金の取扱いで適正になされていないものがあった。</p> <p>佐賀県人工海浜公園条例第６条では、指定管理者は利用料金を定めるときは、知事の承認を得なければならないとされているが、利用料金の設定の際の知事への協議及び承認がなされておらず、県も承認手続きの指導をしていなかった。</p>	<p>（措置の内容）</p> <p>指定管理者制度導入以前の管理委託制度の際に承認を行っていたものであるが、伊万里人工海浜公園においては平成３年に承認を行っており、条例上も「指定管理者は・・・」となっていることから本来ならば平成１８年度の制度導入時に改めて協議及び承認を行うべきであった。平成２１年度においては伊万里市に対して指導を行い、新たに利用料金承認申請書が提出され、承認を行った。</p>

監 査 対 象 機 関	太良町（太良人工海浜公園）
監 査 執 行 年 月 日	港 湾 課
<p>（監査の結果）</p> <p>（１）行政財産の目的外使用許可申請の手続きが取られていなかった。</p> <p>当施設（海水浴場）の開設期間内に、利用者の利便性を確保するために売店及び自動販売機の設置がなされているが、県に対して施設利用の許可申請がなされず、指定管理者において、独自の許可を行い、使用料を指定管理者が徴収しているものがあった。（使用料徴収額 1,340 円）</p>	<p>（措置の内容）</p> <p>売店及び自動販売機の設置については、これまで権限移譲事務として佐賀県人工海浜公園条例の「行為許可」として太良町が申請者である太良町観光協会に対して許可を行ってきたところである。</p> <p>しかし当該許可は「県有地の施設使用許可」であり、指定管理者である太良町の権限に属するものではない。よって今後は観光協会から県に対して行政財産の目的外使用許可申請を行わせることとする。なお、使用料については「佐賀県行政財産使用料条例」第５条の規定により免除することとし、自動販売機の維持管理に係る電気量相当額を指定管理者である太良町が徴収することとする。</p>

監 査 対 象 機 関	小城市（住ノ江港緑地）
所 管 課	港 湾 課
<p>（監査の結果）</p> <p>（１）利用料金の取扱いで適正になされていないものがあった。</p> <p> 利用料金の設定は、「佐賀県港湾管理条例」第１０条第３項で、「指定管理者は、利用料金を定めるときは、知事の承認を得なければならない。」となっているが、指定管理者制度に移行する際に、承認手続きが取られておらず、県も承認手続きの指導をしていなかった。</p>	<p>（措置の内容）</p> <p> 指定管理者制度導入以前の管理委託制度の際に承認を行っていたものであるが、住ノ江港緑地においては平成１２年に承認を行っており、条例上も「指定管理者は・・・」となっていることから本来ならば平成１８年度の制度導入時に改めて協議及び承認を行うべきであった。平成２１年度においては小城市に対して指導を行い、新たに利用料金承認申請書が提出され、承認を行った。</p>

2 その他指摘事項・検討を要する事項に係る措置事項

2 - 1 各団体に対するもの

監 査 対 象 機 関	財団法人佐賀県女性と生涯学習財団
監 査 執 行 年 月 日	平成 2 0 年 1 0 月 1 6 日
<p>(監査の結果)</p> <p>(1) 基本財産の管理運用の決裁手続に不適切なものがあった。 資産管理規程第 3 条で「現金を預託し、または解約する場合は、理事長の決裁を受けなければならない」と規定されているが、平成 1 9 年 1 0 月の国債購入については理事長の決裁がなされていなかった。</p> <p>(2) 契約事務で適正でないものがあった。 業務委託で契約手続を行わないまま業務を行わせ、支出負担行為の時期が適正でないものがあった。</p> <p>委託名「男と家事のフォトコンテスト 2 0 0 7 」 写真パネル運搬費 業務日 <u>平成 19 年 10 月 11 日</u>(県庁 アバンセ) <u>11 月 10 日</u> (アバンセ ジャスコ佐賀大和店) 11 月 18 日 (ジャスコ佐賀大和店 アバンセ) 見積書提出日 <u>平成 19 年 11 月 13 日</u> 支出負担行為日 <u>平成 19 年 11 月 13 日</u> 契 約 金 額 33,600 円</p> <p>(3) 基本協定書で規定されている代表者の変更届がなされていなかった。 佐賀県立女性センター及び佐賀県立生涯学習センターの管理運営に関する基本協定書第 1 8 条では、「代表者の変更を行ったときは、遅滞なく県に届け出なければならない」とされているが、なされていなかった。</p> <p>(4) 個人情報管理のための措置の明文化及び緊急事態発生の際の対応マニュアルの作成がなされていなかった。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>【所管課 男女参画・県民協働課、社会教育・文化財課】 ご指摘を受け、その後の基本財産に係る現金の預託、解約については、管理運用規程第 3 条の規定に基づき、理事長の決裁を受けている。</p> <p>ご指摘を受け、今後は必ず支出負担行為・契約締結をしたうえで、業務を執行するように、再度、全職員の意識を徹底させ、予算執行の適正化に努める。</p> <p>監査後直ちに代表者の変更届を提出した。</p> <p>「個人情報の漏えい等の防止措置に関する要綱」を作成し、具体的な手続等についての明文化を行った。</p>

個人情報（各種相談の記録等）漏洩等の防止措置について、具体的な手続等が明文化されていなかった。また、緊急事態発生の際の「対応マニュアル」も作成されていなかった。

また、緊急事態発生の際の「アバンセ危機管理マニュアル」についても作成し、トラブル発生時の職員の対応等について明記した。

監 査 対 象 機 関	財団法人佐賀県芸術文化育成基金
監 査 執 行 年 月 日	平成 20 年 10 月 22 日
（監査の結果）	（措置の内容）
<p>（1）契約事務に関し適正でないものがあった。</p> <p>理事長名で契約されている契約書において押印されている印鑑が特別会計管理者印となっており契約者名と異なっていた。</p>	<p>【所管課 政策監グループ、社会教育・文化財課】</p> <p>会計処理規程を改正し、特別会計については、1件500万円未満の契約は、特別会計管理者名で締結することができるようにした。</p>

監 査 対 象 機 関	財団法人佐賀県地域福祉振興基金
監 査 執 行 年 月 日	平成 20 年 10 月 7 日
（監査の結果）	（措置の内容）
<p>（1）基金の運用で改善を要するものがあった。</p> <p>地域福祉活動推進事業会計及び高齢者保健福祉推進事業会計の流動資産については、ペイオフの関係もあり無利子の決済性普通預金で管理されている。しかしながら、高齢者保健福祉推進事業会計の流動資産の平成19年度残高については、予算額（42,824千円）をはるかに超える金額（108,617,713円）となっており、資産が有効に活用されていると言い難い状況だった。現状の事業費規模の見直しも含め、資産の有効活用について検討されたい。</p>	<p>【所管課 地域福祉課・長寿社会課】</p> <p>流動資産については、申請の事業規模が不透明なこともあり、ある程度固定化することについては判断が難しい部分もあるが、短期国債や短期の定期預金など、種類や預け先金融機関の分散をする等の方策を検討し、有効活用できるように努めていきたい。</p> <p>一方、今年度から広報活動を強化し、これまでなかなか直接的なアプローチができなかった草の根的活動を行っている団体等に対しても広く周知することとしており、助成内容についても、適宜必要な検討を加え見直していくこととしている。</p>

<p>(2) 決裁規程にない事務局次長の代決がなされているものがあつた。 財団の処務規程及び会計規程に事務局次長の代決や専決の規定はない。 しかしながら、財団の日常の会計事務や庶務事務の決裁の多くは、事務局次長が事務局長の代決を行っていた。</p>	<p>平成21年度より専任の事務局長を置き、改善を行っている。</p>
--	-------------------------------------

監査対象機関	財団法人佐賀県長寿社会振興財団
監査執行年月日	平成20年10月14日
<p>(監査の結果)</p> <p>(1) 補助対象事業の中で行われた委託契約事業で額の確定通知が行われていなかった。 さがねりんピック開催のため各種競技団体に対し、競技運営を委託する事業において、委託契約書に額を確定し、通知すると規定されているがその行為が行われていなかった。 委託事業名 平成19年度さがねりんピック2007「競技」実施委託契約書 委託先 佐賀県歌人協会ほか14競技団体</p> <p>(2) 平成19年度決算報告の記載で誤っているものがあつた。 指定管理業務で購入した備品については、協定書第11条の規定により県の財産として管理すべきであるのに、財団の決算報告書の什器備品目録に記載されていた。 備品名 高齢者擬似体験セット一式 金額 157,500円 年月日 平成19年10月23日</p> <p>(3) 平成19年度実績報告書の内容で適正でないものがあつた。 平成20年5月15日付け佐長寿第35号で事業報告書が提出されているが、指定管理業務以外で県から</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>【所管課 長寿社会課】 委託契約書に定めているとおり、額の確定を行い通知した。</p> <p>財団の決算報告書の什器備品目録から外すことにした。</p> <p>指導に従い、実績報告書より指定管理業務以外で、県から委託を受けている事業については外した。</p>

委託を受けている下記事業の内容についても記載されていた。

- ・訪問介護員資質向上研修 452,000円
- ・介護相談員養成研修 622,000円

監 査 対 象 機 関	財団法人佐賀県生活衛生営業指導センター
監 査 執 行 年 月 日	平成 2 0 年 1 0 月 9 日
<p>(監査の結果)</p> <p>(1) 職員の出張に関する決裁が規定どおりなされていないものがあった。 処務規程(経過措置を含む)及び旅費規程上、役員及び職員の県外出張は理事長が決裁することとなっているが、事務局長までの決裁で終わっていた。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>【所管課 生活衛生課】 今回の指導を受けた点につき、今後規程に沿った適正な事務執行を行う。</p>

監 査 対 象 機 関	財団法人佐賀県食鳥肉衛生協会
監 査 執 行 年 月 日	平成 2 0 年 1 0 月 8 日
<p>(監査の結果)</p> <p>(1) 知事への届出を要するもので行われていないものがあった。 寄附行為第10条において、「本協会の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、理事長が作成し、毎会計年度開始前に、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を経て、佐賀県知事に届け出なければならない。」と規定されているが、この規定に基づく知事への届出がなされていなかった。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>【所管課 生活衛生課】 今回指導を受けた届出について、平成21年度事業関係分より提出するよう改善した。</p>

監 査 対 象 機 関	財団佐賀県地域産業支援センター(地域産業支援センター・九州シンクロトロン光研究センター)
監 査 執 行 年 月 日	平成20年10月21・22日
<p>(監査の結果)</p> <p>(1) 中小企業勤労者福祉サービスセンター事業の資金運用で改善を要するものがあった。</p> <p>中小企業勤労者福祉サービス事業に係るサービスセンター特別会計の流動資産については、無利子の決済性普通預金で管理されている。しかしながら、サービスセンター特別会計の流動資産の平成19年度残高については、予算額(41,200千円)の半分以上を占める金額(28,305,613円:うち24,966,875円は前期繰越収入差額)となっており、資産が有効に活用されているとは言い難い状況だった。現状の事業費規模の見直しも含め、資産の有効活用について検討されたい。</p> <p>【地域産業支援センター関係】</p> <p>(2) 仕様書に規定されている自己評価が実施されていなかった。</p> <p>支援センター管理運營業務仕様書において、業務の質とサービスの向上を図ることを目的に、利用者等から施設運営に関する意見を聴取し、定期的な自己評価を実施することと規定されているが、アンケートは実施されていたものの、自己評価は一度もなされていなかった。</p> <p>(3) 事業報告書で期限後に提出されているものがあった。</p> <p>基本協定書では、事業報告書のうち「管理運營業務の実施状況」については、年度終了後速やかに県に提出することとされているが、6月末が提出期限となっている経費の収支決算と一緒に6月26日付けで提出</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>【所管課 新産業課、新エネルギー産業振興課、商工課、雇用労働課】</p> <p>当該事業の管理運営は、事業の性格から主に行政負担金により賄ってきたが、厳しい県財政等により近年負担金が年々減少してきたことから、将来の厳しい事業運営も想定し、より流動性の高い決済性普通預金での資金運用を行ってきたところである。</p> <p>こうした中、平成20年度は行政負担金を前年度と同額いただくとともに、経費削減等により収支の均衡が図れる等、事業運営に一定の安定が見い出せたことから、事業計画、資金繰り及び資金管理方針等を考慮し、15,000千円をより資産効率の高い定期性預金での運用にしたところであり、今後とも適切な資産運用に努めていくこととしている。</p> <p>利用者からの意見聴取については、これまでアンケートを実施し、要望や改善を求める意見があった場合には、必要に応じ改善等の対応を図ってきたが、今後は自己評価を併せて行うことで、より適切に対処していきたい。</p> <p>基本協定書の規定を遵守し、できるだけ速やかに提出するよう努めていく。</p> <p>なお、平成20年度に関する書類に関しては、平成21年4月15日付けで提出した。</p>

されていた。

- (4) 個人情報の取扱について一部改善すべきものがあった。

センターの管理運営に関する協定書第25条には、「個人情報の利用目的の表記を適切に行うなどのため、必要な規程を整備する」とあり、財団では、個人情報保護方針を定められ、その中で、「個人情報をお預かりする際にはその目的を明確にし、情報の主体である皆様に、可能な限りお知らせします。」と規定されている。

しかしながら、指定管理業務の一環として利用者から求める施設の利用許可申請書には、この旨を明記されていなかった。

【九州シンクロトロン光研究センター関係】

- (5) 個人情報の取扱について一部改善すべきものがあった。

管理運営に係る変更協定書の別記「個人情報取扱特記事項」第3条では、この協定による業務を処理するために個人情報を収集するときは、その目的を明確にすることとされている。しかしながら、指定管理業務の一環として利用者から求める放射線作業従事承諾書の様式にはこの旨を明記されていなかった。

当該申請書については、平成20年10月6日から個人情報に関し、他の目的には使用しない旨の明記をしている。

放射線作業従事者承諾書の様式等の個人情報を収集するものについては、個人情報の収集目的を明確にするため、様式にこの旨を明記することとしている。

監 査 対 象 機 関	佐賀県信用保証協会
監 査 執 行 年 月 日	平成 2 0 年 1 0 月 2 4 日
<p>(監 査 の 結 果)</p> <p>(1) 規程に即した取扱が行われていないものがあった。 福利厚生の一環として行われている住宅資金貸付において、規程に即して資金の使途の確認行為が行われていなかった。</p>	<p>(措 置 の 内 容)</p> <p>【所管課 商工課】 資金使途の確認については、使途を証する書面を提出するよう、平成 2 1 年 4 月 1 日付け社内メールにて徹底を図った。また、今後は確実に実行されていることの確認を行うことにした。</p>

監 査 対 象 機 関	佐賀県漁業信用基金協会
監 査 執 行 年 月 日	平成 2 0 年 1 0 月 1 5 日
<p>(監 査 の 結 果)</p> <p>(1) 決裁で規定どおりに行われていないものがあった。 会務規程によれば、支出決定は理事長が行うこととなっているが、全て参事で決裁が終了していた。 また、服務規程では、出張伺に理事長の決裁を受け出発することとされているが、県外を含む全ての出張で理事長の決裁を受けていなかった。</p>	<p>(措 置 の 内 容)</p> <p>【所管課 生産者支援課】 会務規程および服務規程に従い決裁を行なうこととした。 なお、事務処理の効率化・迅速化の観点から、職務権限の下部移譲を図ることとし、平成 2 1 年 5 月 2 2 日に会務規程と服務規程の改正を行い、3万円以下の通例または自然的費用などの支出決定や一般職員の出張、参事の県内出張については参事の決裁で足りるものとした。</p>

監 査 対 象 機 関	社団法人佐賀県農地保有合理化事業公社
監 査 執 行 年 月 日	平成 2 0 年 1 0 月 1 0 日
<p>(監査の結果)</p> <p>(1) 農地保有合理化事業業務委託 (市町に委託) において、実績報告書の様式で検討を要するものがあった。 農地保有合理化事業において、事業を効率的かつ円滑に推進するため、同事業の業務の一部を市町に委託されている。委託業務の報告書は受理されていたが、委託業務の内容が確認できる報告書 (様式) となっていないかった。</p> <p>(2) 地方スペシャリストの任命手続がなされていないかった。 組織体制強化費として、職員 3 名分 (総務部長、業務部次長、業務部主査) が補助対象経費として認定されていたが、国の指示に基づく地方スペシャリストの任命手続がなされていないかった。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>【所管課 農産課】 実績報告書の様式を一部改正いたしました。</p> <p>地方スペシャリストの任命手続として、辞令書を交付するよう改正しました。</p>

監 査 対 象 機 関	財団法人佐賀県青年農業者育成センター
監 査 執 行 年 月 日	平成 2 0 年 1 0 月 1 5 日
<p>(監査の結果)</p> <p>(1) 会計規程の見直しの検討を要するものがあった。 就農支援資金の貸付け原資となる、農家からの償還金収入の受入科目及び国等への償還金支出の勘定科目が設置されていないなど、会計規程が実態に合っていないかった。</p> <p>(2) 予算編成で見直しの検討を要するものがあった。 当センターの予算は、運営費 (貸付事務費を含む) を計上する一般会計と貸付金を管理する特別会計とに分けて管理されている。しかしながら、会計規程上は、管理を別にする根拠はない。逆に別にすることで、</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>【所管課 農産課】 会計規程で定めのない勘定科目が一部あったため、会計規程を改正し、実態に即したものとしました。</p> <p>就農支援資金貸付金特別会計を会計規程上に明記しました。 また、平成 2 1 年度から特別会計において発生した利息等によって得られた運用収入を、一般会計へ繰入を行うように収支予算を編成しました。</p>

貸付金特別会計で管理している貸付け財源の余裕資金の運用収入が、一般会計に計上されている貸付事務費の財源となっておらず、結果的に県費補助金の持ち出しがその分多くなっている。

余裕資金の運用収入を、貸付事務費に財源充当できるよう一般会計への繰り出しを検討されたい。

監 査 対 象 機 関	社団法人佐賀県玄海栽培漁業協会
監 査 執 行 年 月 日	平成 2 0 年 1 0 月 1 7 日
<p>(監査の結果)</p> <p>(1) 知事への届出を要するもので行われていないものがあった。 定款第 3 8 条では、「事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会において、出席した正会員の 3 分の 2 以上の議決を経、かつ、佐賀県知事に届け出なければならない。」と規定されているが、このための総会が会計年度開始前に開催されておらず、知事への届出もなされていなかった。</p> <p>(2) 役員報酬の支払い内容が、規定どおりでなかった。 常勤役員報酬規程では、「常勤役員(専務理事)の報酬は、月額 3 0 0 , 0 0 0 円とする。」と規定されているが、給与支給明細書を確認したところ専務理事への実際の支払は、職名を事務長として給与月額 2 7 5 , 5 0 0 円、通勤手当 2 4 , 5 0 0 円の内訳でなされており、規定にない支払内容となっていた。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>【所管課 水産課】 会計年度開始前の総会で議決を経て、知事に届け出るようにした。</p> <p>規定どおりに改正した。 (専務理事報酬 月額 300,000 円)</p>

監 査 対 象 機 関	財団法人佐賀県緑化流通センター
監 査 執 行 年 月 日	平成 2 0 年 1 0 月 2 0 日
<p>(監査の結果)</p> <p>(1) 理事会の開催手続に関し、規定とは異なる取扱がなされているものがあった。</p> <p>財団の寄附行為では、「理事会に出席できない理事は、他の出席理事に表決権の行使を委任することができる」となっている。しかしながら、平成 1 9 年 8 月 6 日に開催された理事会の議事録では、1 名が委任状提出者とされ、出席として扱われていたが、当該委任状には、表決権を委任する他の出席理事の氏名の記載がなく、寄附行為の規定とは異なる取扱となっていた。</p> <p>(2) 施設の管理が不十分なものがあった。</p> <p>指定管理者に委任されている管理運営業務のうち、施設の維持及び管理に係る警備業務は、警備会社に委託して、主として機械警備で行われているが、月次報告書を確認したところ、財団職員による退庁時の機械のセット忘れが散見された。</p> <p>(3) 施設使用料の取扱いで適正でないものがあった。</p> <p>施設使用料の徴収については、佐賀県財務規則第 5 0 条の規定に基づき、県と徴収事務委託契約が締結されているが、委託契約に定める現金出納簿への記帳と県への納付までの間の保管方法が適正になされていないかった。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>【所管課 森林整備課】</p> <p>委任状については、今後寄附行為の規定に基づき、適正に取扱うことにした。</p> <p>退庁時の機械セット忘れをしないよう全職員に注意・指導を行った。</p> <p>現金出納簿への記帳と県へ納付までの期間はその都度口座に入金することとした。</p>

<p style="text-align: center;">監 査 対 象 機 関</p>	<p style="text-align: center;">財団法人佐賀県教育文化振興財団 (北山少年自然の家・黒髪少年自然の家・波戸岬少年自然の家)</p>
<p style="text-align: center;">監 査 執 行 年 月 日</p>	<p style="text-align: center;">平成 2 0 年 1 0 月 2 3 日</p>
<p>(監査の結果)</p> <p>【北山少年自然の家関係】</p> <p>(1) 平成 1 9 年度北山少年自然の家事業計画変更申請書が提出されていなかった。 財団は、平成 1 9 年度北山少年自然の家事業計画書の管理運営組織の体制で職員数を 1 2 名で人数配置し提出していた。その後、常勤職員(指導員)が平成 1 9 年 9 月 3 0 日に退職し 1 1 名となったが、その補充を行わず 1 0 月から 3 月までの 6 ヶ月間は計画より 1 名少ない職員数となっていた。管理運営組織の体制の変更の承認を得るために必要な事業計画変更申請書が提出されていなかった。</p> <p>(2) 管理運営共通業務仕様書に定める自己評価が県へ報告されていなかった。 施設の管理運營業務で、指定管理者は、定期的に施設の管理運営に対する自己評価を行い、その結果を事業報告書にまとめ教育委員会に提出することとされているが、提出されていなかった。</p> <p>(3) 管理運営共通業務仕様書に記載されている項目で実行されていないものがあつた。 食堂の運営及び食事提供業務において、「厨房に従事する従業員に適宜、検便を受けさせるとともに定期的に健康診断を受けさせること」と記載されているが、当施設の食堂運営の委託業者から検便等の実施状況についての確認行為を行っていないがあつた。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>【所管課 社会教育・文化財課】</p> <p>今後、事業の執行に伴って事業計画変更申請書の提出が必要な事項に該当する計画変更が生じた場合は、遅滞なく事業計画変更申請書を提出する。</p> <p>今後は毎年度、自己評価を行い教育委員会へ提出する。</p> <p>監査後、速やかに検査成績表を提出させた。 以降、毎月検査成績表を徴して確認している。</p>

【黒髪少年自然の家関係】

- (1) 管理運営共通業務仕様書に定める自己評価が県へ報告されていなかった。

施設の管理運営業務で、指定管理者は、定期的に施設の管理運営に対する自己評価を行い、その結果を事業報告書にまとめ教育委員会に提出することとされているが、提出されていなかった。

- (2) 管理運営共通業務仕様書に記載されている項目で実行されていないものがあった。

食堂の運営及び食事提供業務において、「厨房に従事する従業員に適宜、検便を受けさせるとともに定期的に健康診断を受けさせること」と記載されているが、当施設の食堂運営の委託業者から検便等の実施状況についての確認行為を行っていなかった。

【波戸岬少年自然の家関係】

- (1) 食堂運営に関して取り決めた協定書の中で提出されていない報告書があった。

食堂運営の協定書において運営業者から営業報告（損益計算書・貸借対照表）の提出を規定しているが、報告の提出を受けていなかった。

- (2) 管理運営共通業務仕様書に定める取扱いがなされていないものがあった。

自販機の設置に係る施設使用料を県に納入することとなっているにもかかわらず、納入されていなかった。

(県は、使用許可指令書で使用料は免除している。)

自販機設置による収入 421,591 円

施設の利用促進、利便性向上等を考慮して食堂内に売店を設置しているが、施設の使用許可が取ら

今後は毎年度、自己評価を行い教育委員会へ提出する。

監査後、速やかに検査成績表を提出させた。

以降、毎月検査成績表を徴して確認している。

今後は決算後速やかに徴することとする。

今後は、目的外使用許可が必要とされている施設の設置については、申請を行い許可を得ることとする。

なお、食堂内売店は撤去した。

れていなかった。
売店設置による収入 24,342 円

(佐賀県少年自然の家管理運営共通業務仕様書)

第4 施設の運営に関する業務

1～4 省略

5 物販事業

乙(指定管理者)は、目的外使用許可により関連用品、食材等を販売する売店や自動販売機を設置することができる。

(1) 料金・事業内容

販売する物品等の内容、方法及び料金等は乙が定め、予めその内容を教育委員会に提出し、承認を得ること。

(2) 目的外使用料

自動販売機の設置等の物販は目的外使用となるため、教育委員会が定める規定に基づき使用料を県に納入すること。

(3) 管理運営共通業務仕様書に定める自己評価が県へ報告されていなかった。

施設の管理運營業務で、指定管理者は、定期的に施設の管理運営に対する自己評価を行い、その結果を事業報告書にまとめ教育委員会に提出することとされているが、提出されていなかった。

今後は毎年度、自己評価を行い教育委員会へ提出する。

監 査 対 象 機 関	財団法人佐賀県体育協会(佐賀県総合運動場、佐賀県総合体育館、市村記念体育館)
監 査 執 行 年 月 日	平成20年10月23日
<p>(監査の結果)</p> <p>(1) 事業計画及び予算に関する教育委員会への届出が遅延していた。 寄附行為第15条では、「事業計画及びこれに伴う予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、理事会及び評議員会の議決を経て教育委員会に届け出なければならない。」と規定されているが、事業報告及び決算に関する書類と一緒に6月になってか</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>【所管課 体育保健課】 平成21年度事業計画書及び予算の報告から会計年度開始前に届け出ることとしました。 (平成21年度事業計画書及び予算は、平成21年3月31日に体育保健課へ提出)</p>

ら教育委員会に提出されていた。

- (2) 評議員会の開催手続で検討を要するものがあった。

寄附行為では、評議員会における代理出席や委任状提出の明文規定はないが、委任状を提出した者も出席者として扱い会議の成立を判断されていた。寄附行為を改正する必要があるかどうか、実態を踏まえて整理・検討されたい。

- (3) 財産の管理運用について規定の整備が必要なものがあった。

寄附行為第 11 条では、「協会の財産は、会長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。」と規定されている。しかし、実際の財産の管理状況をみると、特定資産を中心とする金融資産については、協会の規程の中に財産管理のための具体的規定がなく、会長に相談し、専務理事の決裁で管理・運用先を決めている状況である。

今後、協会財産の安全かつ有利な運用を適切に行うため、財産管理方法に関する規定の整備を検討されたい。

- (4) 施設使用料の徴収事務で適正でないものがあった。

徴収事務の出納責任者は、財団法人佐賀県体育協会出納責任者であるが、市村記念体育館施設使用料の現金収納に係る領収書発行責任者が、佐賀県総合運動場出納責任者となっていた。

評議員会については、理事会と同様に書面評決が行えるように、寄附行為第 39 条の改正を行いました。

決裁規程第 7 条別表の会長決裁事項に、「財産の運用に関すること。」という規定を設ける一部改正を行いました。

平成 20 年 9 月から、市村記念体育館出納責任者印を用い、領収書を発行することとしました。

監 査 対 象 機 関	社会福祉法人つぼみ会（特別養護老人ホームつぼみ荘）
監 査 執 行 年 月 日	平成 2 0 年 7 月 7 日
<p>（監査の結果）</p> <p>（１）工事着工報告書の提出が遅延していた。</p> <p>佐賀県老人福祉施設等施設整備費補助金交付要綱第 8 条の規定で、補助事業者は、工事を着工したときは、着工した日から 5 日以内に工事着工報告書を知事に提出することとなっているが、着工した日から 5 日以内に県に報告されていなかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 工事着工日 平成 1 9 年 1 月 2 2 日 ・ 報告書提出のための法人内での発議日 平成 1 9 年 3 月 2 0 日 <p>なお、長寿社会課の書類においても受領日が確認できなかった。</p>	<p>（措置の内容）</p> <p>【所管課 長寿社会課】</p> <p>今後規定のとおり報告書を遅滞なく提出する。そのためにスケジュール管理表を作成し、提出書類を管理していくことにする。</p>

監 査 対 象 機 関	社会福祉法人佐賀春光園（コロニーみやき）
監 査 執 行 年 月 日	平成 2 0 年 7 月 1 1 日
<p>（監査の結果）</p> <p>（１）工事着工報告書の提出がなされていなかった。</p> <p>佐賀県障害福祉関係施設整備費補助金交付要綱第 8 条の規定で、補助事業者は、工事を着工した時は、着工した日から 5 日以内に工事着工報告書を知事に報告することとなっているが、提出されていなかった。</p>	<p>（措置の内容）</p> <p>【所管課 障害福祉課】</p> <p>指摘があった後、直ちに障害福祉課へ提出した。</p>

監 査 対 象 機 関	特定非営利活動法人吉野ヶ里
監 査 執 行 年 月 日	平成 2 0 年 7 月 1 7 日
(監 査 の 結 果) (1) 補助事業に係る実績報告書の内容に誤りがあるものがあった。 実績報告書に記載されている増改築面積に誤りがあった。	(措 置 の 内 容) 【所管課 障害福祉課】 指摘があった後、直ちに正式な増改築平面図を提出し、実績報告の修正を行った。

監 査 対 象 機 関	プライムデリカ株式会社
監 査 執 行 年 月 日	平成 2 0 年 8 月 1 日
(監 査 の 結 果) (1) 補助事業に係る証拠書類の一部に保管されていないものがあった。 佐賀県工場等立地促進補助金交付要綱では、補助金交付の条件として、「補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管すること。」となっているが、補助金交付申請の際に常用労働者数の確認資料として所管課に提出された雇用保険に係る事業所別被保険者台帳照会事項明細が保管されていなかった。	(措 置 の 内 容) 【所管課 企業立地課】 今後は証拠書類の保管を徹底する。

監 査 対 象 機 関	牛津芦刈商工会
監 査 執 行 年 月 日	平成 2 0 年 1 0 月 6 日
(監 査 の 結 果) (1) 補助金交付要綱に即した事務処理がなされていないものがあった。 交付要綱の交付条件の中で単価30万円以上の備品を購入したときには、速やかに知事に届けることとなっているが、下記備品の購入にあたり届出がなかった。 購入備品 公用車 購入価格 944,020円 購入年月日 平成19年5月31日	(措 置 の 内 容) 【所管課 商工課】 平成20年10月6日付けで備品購入届を提出した。 今後このようなことがないように努める。

監 査 対 象 機 関	新うまい佐賀のりづくり運動推進本部																
監 査 執 行 年 月 日	平成 2 0 年 1 0 月 8 日																
<p>(監査の結果)</p> <p>(1)支出事務において適正でないものがあった。 広告塔の設置のために契約した土地賃貸借契約の解除に伴い、契約解除日までの賃借料を支払っているが、契約解除の事務手続を相手方と交わしていなかったため契約解除日の確認ができなかった。 また、相手方から請求書を徴しないで支払いを行っていた。</p> <p>(内 容)</p> <table border="0"> <tr> <td>科目名</td> <td>広告看板土地賃借料</td> </tr> <tr> <td>金額</td> <td>9 , 8 5 8 円</td> </tr> </table> <p>(2) 予算の執行において適正でないものがあった。また委託契約に伴う支出において適正でないものがあった。 下記の委託事業において、平成 1 9 年度予算額を超えた金額で年度間をまたがった期間で契約されていた。結果的に他の予算科目から流用して平成 1 9 年度分として 1 2 , 0 0 0 , 0 0 0 円を支払い、平成 2 0 年度予算から残額を支払うことで処理されていたが、平成 1 9 年度分の支払いについては履行確認が行われていなかった。</p> <table border="0"> <tr> <td>委託事業名</td> <td>新「佐賀のり」(仮称)プロジェクト</td> <td>委託契約</td> </tr> <tr> <td>契約金額</td> <td>1 5 , 0 0 0 , 0 0 0 円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>予算額</td> <td>6 , 7 6 0 , 0 0 0 円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>委託期間</td> <td colspan="2">平成 1 9 年 9 月 1 日 ~ 平成 2 0 年 8 月 3 1 日</td> </tr> </table> <p>(3) 予定価格の積算で適正でないものがあった。 広告掲載のための委託事業において、予算額を超えて予定価格が決定されていた。</p> <p>委託事業名 広告掲載 P R 事業</p>	科目名	広告看板土地賃借料	金額	9 , 8 5 8 円	委託事業名	新「佐賀のり」(仮称)プロジェクト	委託契約	契約金額	1 5 , 0 0 0 , 0 0 0 円		予算額	6 , 7 6 0 , 0 0 0 円		委託期間	平成 1 9 年 9 月 1 日 ~ 平成 2 0 年 8 月 3 1 日		<p>(措置の内容)</p> <p>【所管課 流通課】</p> <p>今後は、同様の案件が発生した場合、書面により債務金額を確認し、請求書を徴したうえで支払うよう適正な事務処理を行う。</p> <p>会計規程を改正し、今後、複数年度契約を行う場合は委員会の承認を得ることとした。</p> <p>今後は、契約期間中の部分払い事案が発生した場合、その度ごとに書面での履行確認を行うこととする。</p> <p>予算の範囲内で予定価格を決定し、予算が不足する場合には、流用手続きを行ったうえで、予定価格を決定するものとする。</p>
科目名	広告看板土地賃借料																
金額	9 , 8 5 8 円																
委託事業名	新「佐賀のり」(仮称)プロジェクト	委託契約															
契約金額	1 5 , 0 0 0 , 0 0 0 円																
予算額	6 , 7 6 0 , 0 0 0 円																
委託期間	平成 1 9 年 9 月 1 日 ~ 平成 2 0 年 8 月 3 1 日																

委託金額	33,000,000円
予定価格	33,000,000円
予算額	29,140,000円

監 査 対 象 機 関	佐賀県農林水産物等輸出促進協議会
監 査 執 行 年 月 日	平成20年10月8日
<p>(監査の結果)</p> <p>(1) 事業報告、決算手続に不備があった。 会計規程第20条によれば、「事務局長は、毎会計年度終了後、速やかに事業報告書及び決算書類を作成し、監査の報告書を添えて、委員会に提出しなければならない。」とされているが、平成20年6月4日に開催された協議会(標題は「委員会」とはなっていない)には、監事による監査結果報告書が添えられていなかった。</p> <p>(2) 協議会の事務処理に必要な規程の整備が不十分であった。 協議会規約第11条において、「この規約に定めるもののほか協議会の運営について必要な事項は会長が別に定める。」とされているが、会計規程は整備されていたものの、そのほかで必要と思われる規程が整備されていなかった。 (例) 旅費規程(旅行日当は各所属団体の規程にもとづき支払われていたが、この根拠が明文化されていなかった)</p> <p>(3) 事業費の支出事務において適正でないものがあった。 支出において、予め予見できるような支払いを立替払いで処理されていた。 (以下は例) 支出項目 J-PON ネーミング発表 会用花代</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>【所管課 流通課】 平成20年度分については、平成21年5月26日に監事2名(唐津市プラント推進課長、鹿島市農林水産課長) の監査を受け、平成21年6月5日開催の委員会に監査結果を提出した。</p> <p>監査後、必要な規程を精査し、平成21年4月1日付けで「佐賀県農林水産物等輸出促進協議会旅費規程」を施行した。</p> <p>財政的援助団体等の監査結果の通知以降は、予見可能な支払については、資金前渡処理を行うこととした。 尚、やむを得ない場合の立替払については、可能な限り詳細な理由を支出何に明記することとし、会長が決裁をすることとした。</p>

金額 6,510円
立替払日 平成19年7月18日
請求年月日 平成19年7月19日
領収年月日 平成19年10月4日

支出項目 サンプル代、海外旅行保険代、現地交通費、タクシー代、バイヤーとの食事代、宅急便代として

金額 72,026円
立替払日 平成20年3月6日、7日、9日、24日、31日
請求年月日 平成20年3月31日
領収年月日 平成20年4月7日

支出項目 協議会開催会場使用料
立替払日 平成19年11月26日
請求年月日 平成19年12月18日
領収年月日 平成19年12月18日

(4) 収入の事務処理で適正でないものがあった。

支出額の誤りがわかり、3,000円の戻入を行う際に決裁処理を行わずに資金管理の通帳に戻していた。

財政的援助団体等の監査結果の通知以降は、支出額の誤りについては支出伺の際、「払戻請求書(支払伝票)」を添付して起案し、今回のような誤った支出が起きないように徹底することとし、戻入については、書面による処理を徹底することとした。

(5) 食糧費の支出で検討を要するものがあった。

海外バイヤー等を佐賀に招聘して佐賀県産品を紹介する事業において海外バイヤーとの懇親を深めるため、また台湾への輸出事業の窓口となる輸出業者との良好な関係を保つために食糧費として食事代を支出しているが、食事代については場所、内容、人数、金額など県の食糧費基準を参考に独自の基準を定め社会通念上認められる範囲での支出を検討されたい。

平成21年4月1日付けで、県の食糧費事務処理基準を参考に独自に「交際費及び食糧費事務取扱要領」を施行した。

(6) 契約等の方法で不適切なものがあった。

県産ハウスみかんの海外向け新ネーミングの開発業務において、

財政的援助団体等の監査結果の通知以降、随意契約の場合は、理由を明記し、競争入札が適切な場合には、見積り合せを実施することとする。100万円

一社のみで見積で発注がなされていたが、執行伺には一社発注とした理由等の記載はなかった。

また、協議会の会計規程第19条の規定により、100万円を超える契約を結ぶ際には、契約書を作成することとなっているが、当業務では作成されていなかった。

(株)

契約額 2,100,000円

県産ハウスみかんの海外向け新ネーミング発表会の開催業務において、台湾の百貨店と県庁とを衛星中継で結ぶという業務があり、映像に強いということで、一社のみで見積で発注がなされていたが、執行伺にはその理由の記載はなかった。

また、会計規程第19条では、50万円を超え100万円を超えない契約で契約書の作成を省略する場合は、同条ただし書きに該当するものを除き請書を提出させなければならないとされているが、なされていなかった。

(株)

契約額 623,700円

(7) 業務委託契約書に定める検査の記録がないものがあった。

平成19年度台湾・香港向け農産物輸出促進プロモーション事業に係る業務委託契約書第5条では、「物品の制作等を完了した場合は、甲(協議会)の検査を受けなければならない。」と規定されているが、検査の記録が残されておらず、検査の実施及び業務の完了が確認できなかった。

(委託額: 27,995,100円)

(8) 契約書の規定で見直すべきものがあった。

平成19年度台湾・香港向け農産物輸出促進プロモーション事業に係る業務委託契約書において、協議会会計規程第18条に規定する契約事項のうち「履行の遅滞その他債務不

を超える契約については、契約書の作成を徹底し、履行の确实性を担保することとした。

同様に、50万円を超え100万円を超えない契約の場合においても随意契約の理由明記を徹底し、受注者との契約実績等を勘案し、必要と認めた場合は、見積書のみでなく請書を徴することとした。

製作した販促資材は、ハウスみかんの台湾プロモーションにおけるPRイベントや百貨店での試食宣伝活動で使用している。

履行確認については、職員が現地で行っていたが、検査記録を行っていなかったため、財政的援助団体等の監査結果の通知以降は、出張の際に検査報告を命じるなどして徹底することとした。

財政的援助団体等の監査結果の通知以降は、履行の遅滞その他債務不履行の恐れがある契約の締結の際に当該規定を盛り込むこととした。

履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金」の規定が記載されていない。同条には、契約の性格又は目的により該当しない事項についてはこの限りでないと例外規定はある。当該業務の受注者は日本国内の業者であるが、実際の物品の制作等は現地の業者が行っており不測の事態が起こる可能性は国内における業務よりもさらに増すものと思われる、当該契約には不可欠な条項である。今後の同種の契約の締結の際は盛り込むよう見直されたい。

(9) 予算の執行管理を行うための予算内訳が明確になっていなかった。

協議会の予算書には協議会の全体の予算額が示されているのみで、事業項目毎に予算の執行管理を行うために必要な事業費の内訳については記載がなかった。

平成21年度から、事業計画(案)に予算の内訳金額を盛り込んでいる。

監 査 対 象 機 関	唐津市（佐賀県波戸岬海浜公園）
監 査 執 行 年 月 日	平成20年10月28日
<p>(監査の結果)</p> <p>(1) 財産台帳、備品台帳が適正に管理されていなかった。</p> <p>基本協定書第6条に定める管理対象物件を明示した財産台帳・備品台帳が、唐津市本庁には存在していたものの、指定管理業務の実務を行っている唐津市鎮西支所産業課に備えられておらず、台帳に記載されている財産と現況との突合が行われていないものがあつた（例：一般キャンプ場の太陽電池街灯は破損し使用できない状態であるが台帳には何の記載もない）。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>【所管課 有明海再生・自然環境課】 最新の財産台帳、備品台帳を鎮西支所に備え付けた。 今後、年度当初等定期的に確認していく。</p>

監 査 対 象 機 関	唐津市（佐賀県花と冒険の島）
監 査 執 行 年 月 日	平成 2 0 年 1 0 月 2 4 日
<p>（監査の結果）</p> <p>（ 1 ）再委託の取扱で適正でないものがあった。 基本協定書第 9 条の規定で、乙は、管理運営業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、甲の承諾を得て、管理運営業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合はこの限りでないとなっている。しかし、管理運営業務の一部である体験プログラムの企画運営に関する業務を第三者に委託しているが、県の承諾を得ていなかった。</p> <p>（ 2 ）財産台帳、備品台帳が最新のものとなっていなかった。 協定書で規定されている財産台帳、備品台帳に平成 1 7 年度以降取得した財産等の台帳が編さんされていなかった。</p> <p>（ 3 ）緊急時の対応マニュアルが整備されていなかった。 基本協定書第 2 6 条の規定に基づき作成することとなっている緊急時の対応マニュアルが整備されていなかった。</p>	<p>（措置の内容）</p> <p>【所管課 有明海再生・自然環境課】 管理運営業務の一部を外部委託していたため、今後は適正に行う。 平成 20 年度分については委託業務一覧で県に報告した。</p> <p>財産台帳・備品台帳は最新のものを備え付け、備品の現況確認を行った。</p> <p>緊急時対応マニュアルは、平成 1 8 年度に整備済であったが、内容が更新されておらず、活用していなかった。 内容（緊急連絡体制等）を更新して、再整備した。</p>

監 査 対 象 機 関	財団法人母子寡婦福祉連合会 (佐賀県母子福祉センター)
監 査 執 行 年 月 日	平成 2 0 年 1 0 月 1 0 日
<p>(監査の結果)</p> <p>(1) 緊急時対応マニュアルが作成されていなかった。 協定書において、管理運営業務の実施に関連して事故や災害等の緊急事態が発生した場合に備え、あらかじめ対応方法を記載した対応マニュアル等を整備することとなっているが、作成されていなかった。</p> <p>(2) 佐賀県母子福祉センターの利用申込者への承認手続で検討を要するものがあった。 佐賀県母子福祉センター管理運営業務仕様書において「指定管理者は、利用の承認又は不承認を決定し、申込者に通知するものとする。なお、利用の承認に際し、必要な条件を附することができる」と定めてあるが、指定管理者である連合会は、口頭で通知しているとのことであった。 施設の利用者に対しては、利用上の注意事項等を明確に示し施設の管理に支障が生じないように努める必要があるので、文書による通知を行うよう検討されたい。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>【所管課 母子保健福祉課】 平成 2 1 年 4 月に「災害対策マニュアル」を作成した。</p> <p>指定管理者と当連合会の立場を明確にし、文書による通知を行うことで処理したい。</p>

監 査 対 象 機 関	社会福祉法人佐賀県社会福祉協議会 (佐賀県立児童養護施設聖華園)
監 査 執 行 年 月 日	平成 2 0 年 7 月 3 1 日
<p>(監査の結果)</p> <p>(1) 備品の管理事務で適正でないものがあった。 佐賀県立児童養護施設聖華園の管理運営に関する協定書第 1 1 条第 1 項の規定では、社会福祉協議会が措置費等で備品等を購入した場合は、県が定める備品台帳にその旨記載す</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>【所管課 母子保健福祉課】 佐賀県立児童養護施設聖華園の管理運営に関する協定書第 1 1 条第 1 項により、指定管理者期間においては、措置費等で購入した備品については、本会の所有とし、本会にて社会福祉法人会計基準に則り改正していただいた。</p>

るとともに、その帰属は県のものとする」とされている。また、管理運営仕様書第3-1-(2)備品等管理業務の規定により備品等の異動については、定期的に県に報告することとなっているが、平成19年度に購入した備品等について県への報告がなされていなかった。

食堂テーブル(600,000円)など40点(2,395,772円)

(2) 緊急時対応マニュアルが作成されていない。

協定書では、火災など緊急時の対応マニュアル及び関係者の連絡網を整備することとなっている。

しかし、宿直時の対応マニュアルは作成されていたものの、昼間に緊急事態が発生した場合の職員の役割分担などを記載した対応マニュアルが作成されていない。

また、管理運営仕様書においても、前述の改正をいただいたことにより、県に対しての定期的な報告については不要となったため、その条文を削除していただいた。

平成20年9月に「危機管理マニュアル」を作成し、緊急時の対応について職員間での周知徹底を図った。

監 査 対 象 機 関	財団法人佐賀県手をつなぐ育成会 (知的障害者通勤寮九千部寮)
監 査 執 行 年 月 日	平成20年7月24日
<p>(監査の結果)</p> <p>(1) 正味財産の取扱いで、検討を要するものがあった。 当施設は、平成20年度末で民間移譲されることが決定しており、当年度末の正味財産の取扱いを早急に検討されたい。</p> <p>平成19年度末正味財産額 16,874,151円</p> <p>(2) 事業報告書で期限後に提出されているものがあった。 業務仕様書では、年間事業報告書のうち利用実績及び管理業務の実績は、毎事業年度終了後、速やかに県に提出することとなっているが、6月末</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>【所管課 障害福祉課】 平成20年度収支決算に係る正味財産については、その取扱いについて県との協議の結果、県へ返還することとなった。</p> <p>平成20年度の利用実績及び管理業務の実績状況については、平成21年4月24日付けで県へ提出を行った。</p>

が提出期限となっている他の実績報告関係書類とともに6月27日に提出されていた。

(3) 月ごとの利用状況報告がなされていなかった。

基本協定書では、通勤寮の利用状況(月ごとの入所者数、退所者数、及び退所先等)は、当該月分を翌月10日までに県に提出することとなっているが、平成19年度分については、この報告がなされていなかった。

平成19年度分及び平成20年度6月分までを取り急ぎ県へ報告し、平成20年7月分から「佐賀県知的障害者通勤寮金立寮及び九千部寮の管理運営に関する協定書」第17条の規定に基づき毎月、その利用状況を報告した。

監 査 対 象 機 関	財団法人佐賀県手をつなぐ育成会 (知的障害者通勤寮金立寮)
監 査 執 行 年 月 日	平成20年7月30日
<p>(監査の結果)</p> <p>(1) 正味財産の取扱いで、検討を要するものがあつた。 当施設は、平成20年度末で民間移譲されることが決定しており、当年度末の正味財産の取扱いを早急に検討されたい。</p> <p>平成19年度末正味財産額 8,009,778円</p> <p>(2) 事業報告書で速やかに提出されていないものがあつた。 業務仕様書では、年間事業報告書のうち利用実績及び管理業務の実績は、毎事業年度終了後、速やかに県に提出するとなっているが、6月末が提出期限となっている他の実績報告関係書類とともに6月27日に提出されていた。</p> <p>(3) 月ごとの利用状況報告がなされていなかった。 基本協定書では、通勤寮の利用状況(月ごとの入所者数、退所者数、及び退所先等)は、当該月分を翌月10日までに県に提出することとなつてい</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>【所管課 障害福祉課】 平成20年度収支決算に係る正味財産については、その取扱いについて県との協議の結果、県へ返還することとなつた。</p> <p>平成20年度の利用実績及び管理業務の実績状況については、平成21年4月24日付けで県へ提出を行った。</p> <p>平成19年度分及び平成20年度6月分までを取り急ぎ県へ報告し、平成20年7月分から「佐賀県知的障害者通勤寮金立寮及び九千部寮の管理運営に関する協定書」第17条の規定に基</p>

るが、平成19年度分については、この報告がなされていなかった。	づき毎月、その利用状況を報告した。
---------------------------------	-------------------

監 査 対 象 機 関	佐賀県物産振興協会（佐賀県産業振興センター）
監 査 執 行 年 月 日	平成20年9月29日
<p>（監査の結果）</p> <p>（1）会計処理で適正でないものがあった。</p> <p>業務仕様書の規定で、指定管理者は、施設の管理運営に係る経費については区分して経理を行うこととし、指定管理者が有する他の会計とは区分することとなっているが、他の会計と区分して経理されていなかった。</p> <p>また、県に提出された実施計画書及び業務報告書においても区分されていなかった。</p> <p>例（区分されていなかった経費）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・販売管理システム保守料・レジスター保守料・包装資材・レジスターリース料・交際費（協会運営上必要な交際費）・原材料費（商品仕入代） <p>（共通経費で按分を要する経費）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電気料・水道料・通信料 	<p>（措置の内容）</p> <p>【所管課 商工課】</p> <p>監査後、指定管理に係る会計について明確に区分するよう改善を図った。</p> <p>その結果、平成20年度収支決算書及び平成21年度事業計画書は明確に区分されたものが提出されている。</p>

2 - 2 各所管課に対するもの
(出資団体等関係)

監 査 対 象 機 関	財団法人佐賀県女性と生涯学習財団
所 管 課	男女参画・県民協働課、社会教育・文化財課
<p>(監査の結果)</p> <p>(1) 財産の管理事務で適正でないものがあった。</p> <p>佐賀県立女性センター及び佐賀県立生涯学習センターの管理運営に関する協定書の第6条第1項第2号に規定する財産台帳を財団法人に示していないため、財団法人が管理すべき土地・建物・工作物の明細が適正に把握されていない状況である。</p> <p>また、修繕等により工作物の更新がなされているが、その内容が財産台帳に記載されていない。</p> <p>(2) 事業報告書の報告内容で検討を要するものがあった。</p> <p>佐賀県立女性センター、佐賀県立生涯学習センターの指定管理業務である「施設の維持及び管理に関する業務」は、指定管理業務の三つの柱の一つとして位置付けられており、また、多額の経費もかかっている業務であるが、事業報告書では、当該業務が仕様書どおり実施されたかどうか、またその決算額がどうであったか具体的に確認できるようになっていなかった。</p> <p>財団によると、事業報告書の様式は県から示されたものを使用しているとのことであり、指定管理業務の実施状況について正確に把握・検証し、今後の公の施設の適正な管理運営に資することができるよう、所管課において、報告で使用する様式や記載内容等を再検討されたい。</p> <p>(3) 自動販売機設置に係る使用料徴収について検討されたい。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>監査後直ちに財産台帳の写しを財団に提示した。</p> <p>工作物の更新内容を財産台帳に記載した。</p> <p>事業報告書の様式を見直し、平成20年度の事業報告から、「施設の維持及び管理に関する業務」についても、その決算内容を明記させることとした。</p> <p>平成21年3月5日付け用第010386号「行政財産の目的外使用に係</p>

行政財産の目的外使用許可で、使用料が免除されている。自販機設置により収入も計上（1,235,431 円）されていることから、適正な使用料を徴収すべきでないか、検討されたい。

（４）基本協定書で規定されている代表者の変更届がなされていなかった。

佐賀県立女性センター及び佐賀県立生涯学習センターの管理運営に関する基本協定書第 18 条では、「代表者の変更を行ったときは、遅滞なく県に届け出なければならない」とされているが、なされていなかった。

（５）個人情報管理のための措置の明文化及び緊急事態発生の際の対応マニュアルの作成がなされていなかった。

個人情報（各種相談の記録等）漏洩等の防止措置について、具体的な手続等が明文化されていなかった。また、緊急事態発生の際の「対応マニュアル」も作成されていなかった。

る事務取扱いについて」出納局長通知により、平成 21 年度から使用料を徴収することとした。

監査後直ちに代表者の変更届を提出させた。

「個人情報の漏えい等の防止措置に関する要綱」及び緊急事態発生の際の「アバンセ危機管理マニュアル」の作成を確認した。

監 査 対 象 機 関	財団法人佐賀県長寿社会振興財団
所 管 課	長 寿 社 会 課
<p>（監査の結果）</p> <p>（１）貸付物品の管理に不適切なものがあつた。</p> <p>県では、平成 19 年 4 月 1 日付けで、県が財団に貸し付けている備品のうち 5 万円未満のものを備品から除外し、財団に示されている。しかしながら、5 万円未満の物品も指定管理業務の実施に必要なものであり、平成 21 年度からの新たな指定管理期間における指定管理者の募集に当たっては、指定管理業務に必要な物品を指定管理者に別途調達してもらうような仕様にはなっておら</p>	<p>（措置の内容）</p> <p>備品一覧とは別に管理物品一覧を作成し、財団と所管課で各 1 部を保管し、物品管理を行うこととした。</p>

ず、現在使用している物品が使われることが前提になっている。

所管課においては、備品から外した物品も貸付物品一覧として整理し、適切に管理されたい。

監 査 対 象 機 関	財団法人佐賀県地域産業支援センター
所 管 課	新産業課、商工課、新エネルギー産業振興課、雇用労働課
<p>(監査の結果)</p> <p>【地域産業支援センター関係】</p> <p>(1) 事業報告の報告内容に改善すべきものがあつた。</p> <p>昨年度監査の際に、「事業報告の報告内容で検討を要するものがあつた。」として、「管理業務の具体的内容を報告するなど、記載すべき内容を県と協議・検討されたい。」と指摘していたところ、報告に一部具体的内容を盛り込んだ旨措置報告がなされている。しかしながら、修正後の報告書においても、仕様書で定められた業務が計画どおり実施されたかどうか分かりにくい状況である。報告内容について所管課と財団で再度協議のうえ整理されたい。</p> <p>(2) 事業報告書で期限後に提出されているものがあつた。</p> <p>基本協定書では、事業報告書のうち「管理運営業務の実施状況」については、年度終了後速やかに県に提出することとされているが、指定管理者からは、6月末が提出期限となっている経費の収支決算と一緒に6月26日付けで提出されており、所管課も提出期限について指導をしていなかった。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>平成20年度の事業報告から、施設管理に係る委託を行っている業者の完了報告書等を添付させることとした。これにより、仕様書で定められた業務が適切に実施されたことを確認した。</p> <p>財団に速やかに提出するよう指導を行った。については、平成20年度事業報告書は4月15日付けで報告を受けたところである。</p>

(3) 施設使用料に伴う施設の維持管理経費(冷暖房経費)の徴収で検討を要するものがあった。

施設使用料の減免については、佐賀県地域産業支援センター条例第4条で知事が決定することとなっている。

しかしながら、使用料を免除することで、冷暖房の経費まで免除されていた。(21件)

(4) 自動販売機設置に係る使用料徴収について検討されたい。

行政財産の目的外使用許可で、使用料が免除されている。

自販機設置により収入も計上(165,632円)されていることから、適正な使用料を徴収すべきでないか、検討されたい。

【九州シンクロトン光研究センター関係】

(1) 事業計画書、事業報告書の記載内容について検討を要するものがあった。

指定管理業務として「施設の維持及び管理に関する業務」が位置付けられているが、事業計画書及び事業報告書には当該業務の実施内容、実施状況等が分かるような記載がなかった。実験・研究棟、宿泊棟の施設設備管理業務は再委託されており、具体的な業務仕様書も作成されているが、県としてこの内容がチェックできるようになっていないので、事業計画書・事業報告書の記載内容について検討されたい。

(2) 専用ビームラインの設置に係る竣工検査の記録がないものがあった。

佐賀大学の専用ビームライン装置

平成21年度から利用料金体制に移行したところである。よって、佐賀県地域産業支援センター条例の別表も削除されたところであり、今後は、指定管理者たる財団法人佐賀県地域産業支援センターの利用料金収入に影響してくる問題であり、財団の方で判断を行ってもらうこととなる。

自動販売機は、研究開発室及び研修室利用者のために公共的に設置されているものであるため、これまで使用料を免除してきた。また、今回の3年間の指定管理業務委託においても、使用料は免除の前提で、自販機の収入は指定管理業務の収入として管理業務に充てることとなっている。

今後は、指摘を踏まえ、用度管財課と使用料徴収の有無について協議を行っていくこととしたい。

平成21年度の事業計画書の内容に施設の維持及び管理に関する業務について、個別に業務内容及び回数の記載を追加し、事業報告書提出の際に、当初の計画に対する実施内容及び実施状況をチェックできるように修正した。

佐賀大学の専用ビームラインの竣工検査については、当センターの光源装置に接続し実験を行うものであり、その影

の設置に際しては、専用ビームライン装置設置契約書（第4条第4項）において、設置が完了したときは竣工届を提出させ竣工検査を実施することが規定されている。しかし、センターでは、佐賀大学の専用ビームライン設置工事の進捗と並行して、センターの職員がその都度立会し設置状況を確認していたことをもって、最終的に竣工検査を実施したという記録を残しておらず、設置が適切に完了したかどうかの書面上の確認ができなかった。

（3）修繕費の責任分担について検討を要するものがあった。

基本協定書第5条3項では、修繕については県が行うと規定されている。しかしながら、現実には県とセンターが協議して、100万円を超えないものについてはセンターが負担しているとのことであった。所管課（新産業課）においては、平成21年度からの3年間を対象とする協定書の見直しを予定されており、修繕費の負担の在り方についても、県とセンターで協議のうえ、県の他の指定管理施設同様、県と管理者との責任分担を明記されたい。

響によっては、最悪の場合、運転停止という事態に直結するものでもあり、光源装置との接続箇所や機器の設置状況等の技術的確認は不可欠なものであり、佐賀大学から提出された竣工届を受け、速やかに、機器の配置状況や安全性の問題等について検査確認を行ったが書面上に検査記録を残していなかった。

センターにおいては、指摘後、速やかに書面化を行い、今後、遺漏のないよう対応しているところである。

平成21年度において、基本協定書の見直しを実施した。

修繕費の負担の在り方については、県の他の指定管理施設と同様に、県と管理者との責任分担を、指定管理者の責めに帰すべき事由による場合を除き、補修にかかる費用が1件当たり100万円（消費税及び地方消費税を含む）を超えない場合は、指定管理者である（財）佐賀県地域産業支援センターの負担と明記した。

監 査 対 象 機 関	佐賀県信用保証協会
所 管 課	商 工 課
<p>（監査の結果）</p> <p>（1）補助金交付要綱に不備があるものがあった。</p> <p>佐賀県中小企業信用保証損失補償金交付要綱</p> <p>実績に基づく、補助金額の確定通知を行っているにもかかわらず、補助金交付要綱の中に佐賀県補助金等交付規則第12条に規定する実績報告書の提出を求める条文が記載され</p>	<p>（措置の内容）</p> <p>交付要綱を改正し、については平成21年4月1日から施行済み。については平成21年1月26日から施行済み。</p>

ていなかった。

佐賀県信用保証料補給費補助金交付要綱

要綱第3条で補助金申請書と実績報告書を様式第1号と定め、補助金の交付決定と額の確定は、事業実施後に提出された上記申請書等の内容を確認し、同時に行われている。しかしながら、補助金交付要綱第4条の補助金の交付の条件に関する規定には、「補助事業の内容の変更をする場合には、知事の承認を受けること。」など、額の確定通知以後に交付条件とすることができないものが定められているので改められたい。

監 査 対 象 機 関	財団法人佐賀県緑化流通センター
所 管 課	森 林 整 備 課
(監査の結果)	(措置の内容)
(1) 光熱水費、管理経費に係る共益費の算定で、検討を要するものがあった。 当施設には、佐賀県緑化流通センターが入居し、指定管理業務を受託している。しかしながら、光熱水費や管理経費等がすべて指定管理経費から支出されている。緑化センターに係る共益費については、指定管理業務に係る経費と佐賀県緑化流通センターが使用する経費の按分方法を検討されたい。	【所管課 森林整備課】 (財) 佐賀県緑化流通センターが独自に使用するものについて、行政財産使用許可を行い、使用料を徴収している。使用料には光熱費が含まれており、(財) 佐賀県緑化流通センターが独自に使用する分についても光熱費は納入されている。
(2) 事業計画書の提出時期に係る協定書、仕様書の規定で整理すべきものがあった。 指定管理業務に係る事業計画書の提出時期については、基本協定書では、各年度の2月末日までに提出することとされている。一方、仕様書では、毎年度当初に事業計画書を作成し、県に提出することとなっているが、同じ条項の中で、毎年度の9月末日までに、実施(事業)計画書を作成し、県に提出することも規定されている。このようにそれぞれの	事業計画書の提出時期は、協定書、仕様書の規程とも、各年度の2月末日までとした。

規定で提出期限が違っており、混乱を招く内容となっていることから、事業計画書はどの時期に提出を求めるのが適切なのか、所管課において整理されたい。

- (3) 事業計画書、事業報告書の記載内容について検討を要するものがあった。

仕様書においては、指定管理業務の内容等を具体的に記載し、指定管理者にその実行を求めているが、事業計画書及び事業報告書は仕様書に定める指定管理業務の具体的な実施内容、実施状況等が把握できるような内容とはなっていなかった。所管課においては、事業計画書・事業報告書に記載させる内容について検討されたい。

- (4) 備品管理事務について不適切なものがあった。

センターの管理運営に関する協定書第6条において、県が財団に管理運営業務を行わせるに当たって管理させる物件は、県が定める財産台帳及び備品台帳で示すこととされている。しかしながら、「さかの樹生産履歴管理システム」、「緑化センター案内看板」については、実際には平成19年中にすでに指定管理者で管理がなされていたにもかかわらず、備品に変更があった時点での備品一覧への追加の手続がなされていなかった。

また、所管課と指定管理者がそれぞれ保管している備品一覧表に記載のA E Dの取得年月日が異なっていた。

- (5) 管理運営業務の実施について徹底すべきものがあった。

指定管理者に委任されている管理運営業務のうち、施設の維持及び管理に係る警備業務は、警備会社に委託して、主として機械警備で行われているが、月次報告書を確認したと

事業計画書に記載する内容は、協定書に定める項目とする。また、事業報告書に記載する内容は、仕様書に定める項目とする。

「さかの樹生産履歴管理システム」、「緑化センター案内看板」については、備品一覧表へ記載した。

また、備品一覧表のA E D取得年月日は、平成18年9月8日に修正した。

指定管理者に委任している管理運営業務については、適正に実施されているかどうか、実地検査の際点検し、不備があれば是正指導する。

ころ、財団職員による退庁時の機械のセット忘れが散見された。

所管課においては、指定管理業務が仕様書に基づいて確実に実施されているかどうか、実地検査の際の点検を徹底されるとともに、不備があれば是正指導されたい。

(6) 指定管理経費の実績報告書の内容で検討を要するものがあつた。

管理委託料については、警備等の業者委託分は実績報告書から確認ができるが、園地の維持管理経費については、管理委託料の残額すべてを園地の維持管理経費として財団の収入に振替処理がなされていた。このため、実績額の確認ができず、管理経費の妥当性が判断できるようになっていなかった。

所管課においては、設計・積算に基づく管理経費の実績額を報告させるよう実績報告書の報告内容を検討されたい。

(7) 指定管理業務に係る会計処理で、団体に指導を要するものがあつた。

指定管理経費については、団体の業務と指定管理業務に係る経費が区別できるような会計処理がなされていない。管理経費の妥当性、実績確認のためにも指定管理に係る経費については、他の業務と区別できるよう団体を指導されたい。

管理委託料については、委託費と園地の維持管理費を別々に報告するように指導する。

また、園地の維持管理については、実地検査の際、確認することとしている。

指定管理業務に係る経費については、他の業務と区別できるように指導した。

監 査 対 象 機 関	財団法人佐賀県教育文化振興財団
所 管 課	社 会 教 育 ・ 文 化 財 課
<p>(監査の結果)</p> <p>【北山少年自然の家、黒髪少年自然の家、波戸岬少年自然の家関係】</p> <p>(1) 管理運営共通業務仕様書に定める自己評価が県へ報告されていなかった。</p> <p>施設の管理運営業務で、指定管理者は、定期的に施設の管理運営に対</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>指定管理者に対し、平成 1 8、1 9 年度の取組も含めて平成 2 0 年度の自己評価を行い報告するよう指示し、報告書を提出させた。</p>

する自己評価を行い、その結果を事業報告書にまとめ教育委員会に提出することとされているが、提出されていなかった。

また、所管課も自己評価の提出を求めていなかった。

【波戸岬少年自然の家関係】

(1) 管理運営共通業務仕様書に定める取扱いがなされていないものがあつた。

施設の運営に関する業務で、自販機の設置に係る施設使用料を県に納入することとなっているにもかかわらず、納入されていなかった。

(県は、使用許可指令書で使用料は免除している。)

自販機設置による収入
421,591円

施設の利用促進、利便性向上等を考慮して食堂内に売店を設置しているが、指定管理者から施設の使用許可申請を提出させていなかった。

売店設置による収入 24,342円

(2) 貸付物品の管理に不適切なものがあつた。

県では、平成19年4月1日付けで、県が財団に貸し付けている備品のうち5万円未満のものを備品から除外し、財団に示されている。しかしながら、5万円未満の物品も指定管理業務の実施に必要なものであり、平成21年度からの新たな指定管理期間における指定管理者の募集に当たっては、指定管理業務に必要な物品を指定管理者に別途調達してもらうような仕様にはなっておらず、現在使用している物品が使われることが前提になっている。

所管課においては、備品から外した物品も貸付物品一覧として整理し、適切に管理されたい。

指定管理者に対し、今後、仕様書において目的外使用許可が必要とされている施設を設置するときは、教育委員会へ申請し許可を得るよう指示した。

なお、食堂内売店は撤去された。

また、使用料については、平成21年3月5日付けで用度管財課から指定管理者が設置する自動販売機について原則徴収の考えが示されたので、平成21年度から徴することとした。

事務の合理化という県財務規則改正の趣旨に沿い、協定書において貸付対象物件は備品とし、仕様書において消耗品は適宜指定管理者が購入し管理を行うこととする。

監 査 対 象 機 関	財団法人佐賀県体育協会
所 管 課	体 育 保 健 課
<p>(監査の結果)</p> <p>(1) 施設設備等維持・管理業務 (再) 委託仕様書で検討を要するものがあった。</p> <p>指定管理に係る協定書において、体育施設の維持及び管理に関する業務の多くが第三者への委託が可能であるとされている。管理運営業務仕様書では、それを詳細に規定するために、資料 2 として「施設設備等維持・管理業務 (再) 委託仕様書」を業務ごとに掲げているが、これらの中に点検報告書・業務報告書等の提出を義務づける規定がない仕様書があった。業務報告書等は、業務の実施状況を確認するために必要な文書であり、それぞれの業務内容を精査され、仕様書の中での記載の必要性について検討されたい。</p> <p>(例) 業務報告書の提出が記載されていたもの</p> <p>総合運動場 清掃業務委託 (建物施設の清掃業務委託仕様書) 「毎日 (年末年始を除く) 実施した内容を業務報告書で提出すること」</p> <p>業務報告書の提出が記載されていなかったもの</p> <p>総合体育館 大・小競技場床保守清掃業務委託仕様書</p> <p>(2) 施設・設備等の補修費負担に関する協議の記録がないものがあった。</p> <p>指定管理に係る協定書第 7 条で規定する責任分担については、別記 1 「責任分担表」に具体的に整理されているところであり、施設・設備・備品の補修費については、1 件当たり 5 0 万円を超える場合は、県教育委員会の負担とされている。</p> <p>2 0 0 7 青春佐賀総体に関連する施設・設備の補修については、県費</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>第 2 期目の指定管理に係る協定書 (基本協定) の締結 (平成 2 1 年 3 月 3 1 日付け) に当たり、指摘事項の検討が間に合いませんでした。</p> <p>このため、今後、それぞれの業務内容を精査のうえ、指摘事項については、基本協定に基づく平成 2 2 年度協定書 (年度協定) の締結時 (平成 2 2 年 3 月 3 1 日) までに必要な措置を講じます。</p> <p>なお、平成 2 1 年度における総合体育館の大・小競技場床保守清掃業務委託についても、指摘の趣旨を踏まえ、受託業者から業務報告書を定期的に提出させ、再委託業務の実施状況等の把握に努めます。</p> <p>今後、1 件当たり 5 0 万円を超える施設・設備等の補修に関し、不測の事態により、例外的に協会に補修費負担を求める必要が生じた場合は、協会との補修費負担に関する協議経過を記録、かつ、保存することとします。</p>

で行うこととなっていた補修等の工事で予想以上に経費がかかり予算が足りなくなったものがあったため、50万円以上のものでも、県と協会の協議を踏まえ、協会負担で補修等がなされているものがあった。しかしながら、これについての所管課と協会の協議の記録がなかったことから、例外的に協会負担とするような場合は、協議経過を記録にとどめるべきであった。

【総合運動場】

庭球場北側コートほか塗装工事
987,000円
庭球場手摺りほか塗装工事
997,500円
水泳場スタンド手摺り塗装工事
609,000円

【市村記念体育館】

屋根防水工事
598,500円
計 3,192,000円

(補助金等交付団体関係)

監 査 対 象 機 関	社団法人佐賀県私立幼稚園退職金社団
所 管 課	こども未来課
<p>(監査の結果)</p> <p>(1) 補助金交付要綱の見直しが必要なものがあった。</p> <p>補助金の交付で、概算払いができる要綱となっていないため、概算払いができるよう要綱の見直しを検討されたい。</p> <p>この補助事業は、私立幼稚園に勤務する職員の退職手当に係る拠出金に対して、幼稚園の負担軽減と優秀な職員の確保を目的に補助されている。</p> <p>拠出金は、(社)佐賀県私立幼稚園退職金社団に対して、会員(幼稚園)が毎月、標準給与月額に基づき負担をし、(社)佐賀県私立幼稚園退職金社団が資金の管理及び運用を行っている。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>直ちに要綱を改正し、平成20年度分から概算払いで交付している。</p>

しかしながら、補助金交付要綱に概算払いの規定がなく、精算払いとなっていることから、補助金と拠出金を合わせた運用ができない状況である。早期に資金運用ができるよう、補助金の概算払いを検討されたい。

監 査 対 象 機 関	学校法人正安寺学園ほか 74 団体
所 管 課	こ ども 未 来 課
<p>(監査の結果)</p> <p>(1) 運営費の借入れ手続きで適正でないものがあった。</p> <p>幼稚園の資金が不足した場合に園長個人から数回に亘り多額の借入がなされていたが、その事務処理において、現金で受入れたことを通帳記帳もせず管理し使用されているなど不適切な事務処理が行われていた。また、借入に関する契約書も作成されていなかった。</p> <p>所管課においては、指導を徹底されたい。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>こども未来課では、幼稚園を設置する全ての学校法人等に対する実地監査とともに、園長や理事、経理担当者に対する研修会等を行っている。</p> <p>一部の学校法人において、慢性的な資金不足を背景に、園長が自己の給与等を貸付や契約の手続きをしないまま園の運営費に充てている事例があるが、こども未来課としても、会計処理の透明性の確保及び経営の健全化を図るため、そうした場を活用しながら、引き続き指導を徹底していくこととしている。</p>

監 査 対 象 機 関	学校法人九州アカデミー学園ほか 8 団体
所 管 課	こ ども 未 来 課
<p>(監査の結果)</p> <p>(1) 補助金交付要綱の内容で、適正でないものがあった。</p> <p>補助金交付要綱で、「補助対象生徒数」とは、基準日現在で在籍する生徒数と定めてあるが、休学者と長期欠席者はどちらも在籍生徒であるにもかかわらず休学者は補助対象外として取扱われ、明文化されていなかった。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>要綱で明文化するよう補助金交付要綱を改正する。</p>

監 査 対 象 機 関	株式会社梅の花ほか1団体
所 管 課	循 環 型 社 会 推 進 課
<p>(監査の結果)</p> <p>(1) 交付申請の添付書類で誤った書類を受理していたものがあつた。 補助金交付要綱第7条で規定する補助金交付申請書(様式第2号)において、法人県民税及び法人事業税の納税証明書を添付することとされている。これは、県内に事業所を置く事業者であることが補助金交付対象者の要件として規定されていることから、補助事業者から佐賀県へ法人県民税・事業税の納税がなされているかどうか、すなわち県内に事業所を設置しているかどうかを確認するために求めているものである。 しかしながら、補助事業者から提出された申請書には、久留米県税事務所が発行した福岡県の納税証明書が添付されていた。</p> <p>(2) 中古設備導入に係る交付申請の審査で留意すべきものがあつた。 中古の設備も補助対象とされているが、補助金交付申請の審査に当たって中古設備の価額の妥当性を評価した記録が残されていなかった。設備購入財源の2分の1は補助金であるので、評価が難しい中古設備についてはより慎重に審査し、その結果を記録に残されたい。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>補助金交付要綱第7条で規定する補助金交付申請書の添付書類である法人県民税及び法人事業税納税証明書の添付書類については早急に佐賀県税事務所発行の納税証明書で確認を行った。 今後は、補助金交付要綱の趣旨を再確認し、適切な事務処理を行う。</p> <p>今後、中古設備導入に係る補助金交付申請書の審査に当たっては、新規設備との比較や中古設備の価格の妥当性など、慎重に審査し、その結果についても記録として残すなど、適切な事務処理を行う。</p>

監 査 対 象 機 関	社会福祉法人つぼみ会ほか 5 団体
所 管 課	長 寿 社 会 課
<p>(監査の結果)</p> <p>(1) 補助金交付要綱に定める補助対象経費が明確でないものがあった。 (社会福祉法人つぼみ会) 特別養護老人ホームの創設及び改築については、ユニット型による整備を補助対象とし、一部改築については、改築と一体的な整備であると認められる工事を含むと規定されている。 しかしながら、補助対象経費の中に、改築と一体的とは認められない外溝工事費を補助対象経費として算定されていた。</p> <p>(2) 補助事業者に対する補助金事務の指導を徹底すべきものがあった。 (社会福祉法人こもれび会) 平成 1 9 年度から平成 2 0 年度に 5 0 % の事業繰越しがなされているが、補助金事務の担当者と経理事務の担当者との連携不足により、法人会計の決算では、繰越しの手続きがなされておらず、補助金交付決定額全額 (109,620 千円) が平成 19 年度に収入されたこととして処理されていた。</p> <p>(3) 補助金交付要綱で定めた提出期限後に実績報告書を受領していた。 (医療法人社団高仁会) 補助金交付要綱第 9 条には、実績報告書の提出期限は「補助事業の完了の日から起算して 2 0 日を経過した日又は当該年度末のいずれか早い日」と定められている。補助対象事業の竣工日は平成 2 0 年 3 月 2 8 日であり、当法人からは事業実績報告書が平成 2 0 年 4 月 1 4 日に提出されている。法人からの提出日は、本来、平成 2 0 年 3 月 3 1 日でなければならないが、要綱の規定を間違っ</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>一部改築の場合の補助金の対象経費については、適正な判断を行い、改築と一体的とは認められない工事は対象外となることを指導していく。</p> <p>補助金事務で、事業繰越等特殊な事情がある場合については、法人の経理担当者とも十分連携をとり、適正な会計処理を行うよう指導していく。</p> <p>補助金事務については、適正に遂行していく。</p>

て解釈し提出を認めていた。

監 査 対 象 機 関	社会福祉法人真栄会ほか 2 2 団体
所 管 課	長 寿 社 会 課
<p>(監査の結果)</p> <p>(1) 入居者の利用料の決定で誤っているものがあった。</p> <p>施設においては毎年 7 月に利用料の見直しのために入居者の収入階層認定を行っているが、対象収入額の認定を誤っているものや証拠書類の確認が不十分なものがあった。</p> <p>所管課においては、指導を徹底されたい。</p> <p>(社会福祉法人真栄会)</p> <p>入居者の収入認定を行っているが必要経費として計上すべき源泉徴収額を必要経費として認定していなかったため、対象収入額の認定を誤っていた。その結果階層区分を誤り、入居者からの事務費徴収額を過大に徴収していた。</p> <p>(社会福祉法人守屋福社会)</p> <p>利用者から提出された所得税の確定申告書のみをもって証拠書類として確認していた。所得税の申告書は、あくまでも本人が作成したものであり、記入間違いなどもあることから、他の客観的な証拠書類で確認すべきであった。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>平成 2 0 年 1 2 月 1 1 日に法人の担当者説明会を開催し、再度指導を行った。</p>

監 査 対 象 機 関	社会福祉法人佐賀春光園
所 管 課	障 害 福 祉 課
<p>(監査の結果)</p> <p>(1) 工事着工報告書の提出がなされていなかった。</p> <p>佐賀県障害福祉関係施設整備費補助金交付要綱第 8 条の規定で、補助事業者は、工事を着工した時は、着工した日から 5 日以内に工事着工報告書を知事に報告することとなって</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>指摘があった後、直ちに提出がなされた。今後は、補助事業者に対し、補助制度や交付要綱への理解を求めていくとともに、適切かつ迅速に指示を行い、手続き等の遅延防止に努めたい。</p>

いるが、提出されていなかった。
また、所管課も提出するよう指導していなかった。

監 査 対 象 機 関	特定非営利活動法人つくしのさとほか 15 団体
所 管 課	障 害 福 祉 課
<p>(監査の結果)</p> <p>(1) 補助対象経費を誤って認定しているものがあった。 (特定非営利活動法人つくしのさと) 佐賀県障害者自立支援基金特別対策事業費(基盤整備事業等)補助金交付要綱で定める補助対象経費は、改修又は増築に必要な「工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいう。)」と規定されている。 しかしながら、補助金変更交付申請時に補助事業者から「その他工事費」(町施設財産使用料や移設作業費)の取扱いについて相談を受けた際、明確な根拠もなく補助対象経費として認めていた。</p> <p>(2) 補助対象事業で実施した工事について、工事完了後の現地確認を行っていないものがあった。 (特定非営利活動法人 吉野ヶ里) 現地確認を行っていないため、増改築面積が誤って報告されている実績報告書を受理していた。</p> <p>(3) 契約事務に関して指導を要するものがあった。 (特定非営利活動法人 吉野ヶ里) 増改築工事に係る契約に際し、実施計画書作成時に業者から提出を受けた参考的な見積書については、事業承認又は交付決定後に再度見積書を取り直すべきであったにもかかわらず</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>佐賀県障害者自立支援基金特別対策事業費(基盤整備事業等)補助金の取扱いについては、交付要綱の作成にあたり、国が所管する「社会福祉施設等施設整備費国庫補助金」の考え方等に準じ作成していることから、相談を受けた「その他工事費」について、国の「社会福祉施設等施設整備費国庫補助金」で対象としている仮設施設の整備に関する費用と同等と判断し認めてしまった。今後は、補助対象経費の判定に関しては、対象となるものについては交付要綱の中で具体的に明記するなど、その根拠を明確にすることとし、補助制度の適正な運用に努めたい。</p> <p>補助事業における額の確定の際には、補助事業者から提出された実績報告書による書面審査に併せて現地確認を実施することとし、今後このようなことがないように努めたい。</p> <p>この件に関しては、実績報告書が提出された時点で指摘すべきであった。 今後はこのようなことがないように努めたい。</p>

らず、実施計画書作成時に提出された見積書を活用していた。結果その業者と契約していた。

補助金交付申請日

平成 19 年 6 月 27 日

(参考見積書の日付平成 19 年 6 月 18 日)

補助金交付決定日平成 19 年 7 月 10 日

(落札業者の提出見積書の日付

平成 19 年 6 月 18 日)

監 査 対 象 機 関	株式会社損害保険ジャパン
所 管 課	企 業 立 地 課
(監査の結果)	(措置の内容)
(1) 補助金交付要綱の内容で適切でないものがあった。 佐賀県補助金等交付規則第 4 条第 3 項で「知事は、補助金等の交付の申請が到着してから当該申請に係る補助金等の交付の決定をするまでに通常要すべき標準的な期間を定め、これを公表するよう努めなければならない。」と定めてあるので、標準的な期間を設定されたい。	補助金交付要綱を改正し、標準的な期間を設定した。

監 査 対 象 機 関	プライムデリカ株式会社ほか 1 団体
所 管 課	企 業 立 地 課
(監査の結果)	(措置の内容)
(1) 補助事業に係る証拠書類の一部に保管されていないものがあった。 佐賀県工場等立地促進補助金取扱要領では、「要綱に規定する「常用労働者」の判断については、雇用保険一般被保険者であることをもって行う」とされている。このため、監査に際し、プライムデリカ(株)の雇用保険に係る事業所別被保険者台帳照会事項明細の提出を求めたが、書類が保管されていなかった。補助金交付要綱では、補助金交付の条件として、「補助事業に係る収入及び支出	今後は補助金交付団体に対し、証拠書類の保管を徹底させる。

を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管すること。」となっており、所管課においては、交付条件履行の指導を徹底されたい。

(2) 補助対象投資額の確認方法で適切でないものがあった。

補助金交付要綱では、地方税法第341条に規定する家屋及び償却資産の取得に要する経費の総額を補助対象となる「投資額」の定義としており、この要件を確認するためには、資産所在地の市町が発行する償却資産種類別明細の証明等を用いるべきだが、所管課においては、法人が作成した固定資産明細をそのまま補助金の交付決定の際の確認書類として使用していた。

今後も法人が作成した固定資産明細により確認することとし、確認方法を明確にするため、補助金交付要綱及び補助金取扱要領を改正した。

監 査 対 象 機 関	佐賀県玄海漁業協同組合連合会
所 管 課	流 通 課
<p>(監査の結果)</p> <p>(1) 補助対象経費の取扱いで適正でないものがあった。</p> <p>佐賀県玄海水産物営業戦略強化事業費補助金交付要綱では補助対象経費として「人件費：事業を実施するための指導員の雇用に要する経費（報酬及び社会保険料）」と記載されているにもかかわらず、補助対象事業で雇用されている嘱託職員（営業担当販売員）に係る人件費の中で出張手当や時間外手当及び深夜手当が補助対象経費として認められていた。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>支給されていた「出張手当」「時間外手当」及び「深夜手当」は、補助事業を効果的に執行するための必要経費（事業を実施するための指導員の雇用に要する経費）と認められることから、補助金交付要綱に、これらの経費を補助対象経費とする旨の加筆改正を行った。</p> <p>平成21年4月1日改正</p>

監 査 対 象 機 関	佐賀県農業会議
所 管 課	生 産 者 支 援 課
<p>(監査の結果)</p> <p>(1) 補助金の額の確定が遅れているものがあった。 補助金の額の確定は速やかに (出納整理期間末まで) 行うこと。</p> <p>実績報告提出日 平成 20 年 4 月 30 日 額の確定年月日 平成 20 年 6 月 20 日</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>補助事業の実施に当たって、補助対象団体と連絡を取りながら事務に遅滞が無いように進めることとし、平成 2 1 年度は速やかに額の確定を行った。</p> <p>実績報告提出日 平成 21 年 4 月 16 日 額の確定年月日 平成 21 年 4 月 27 日</p>

監 査 対 象 機 関	佐賀県農業協同組合
所 管 課	畜 産 課
<p>(監査の結果)</p> <p>(1) 実績報告書の確認 (審査) が不十分で、補助対象者に補助金が交付されていないものがあった。 JA さが白石地区統括支所管内で自家保留された子牛 2 頭について、補助金申請時と実績報告書の保留頭数は同じであるが、自家保留の実施対象牛及び農家が異なっており、経済連が補助した奨励金 (25,000 円) と県費補助金 (25,000 円) の交付対象農家が異なっていた。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>監査結果を踏まえ、JA さがに対し、実績報告書に記載の交付対象農家 (C 農家) に経済連補助金を交付すべきであると指導したところ、2 0 年 9 月に経済連補助金の振替処理 (A・B 農家の口座 C 農家の口座) がなされた。</p> <p>平成 2 0 年度においては、補助金の交付について次の確認を行った。</p> <p>実績報告書が提出された時点で、JA さがは、間接補助金の全額を精算払いすることとされており、JA さがの間接補助金の実績報告書に記載された交付対象農家以外の農家に交付された事実はなかった。</p> <p>県費補助金を交付した後、当該補助金の実績報告書に記載された交付対象農家に振り込まれているかどうか確認した。(白石支所管内の農家分について送金伝票等の写しを確認)</p> <p>JA 担当者会議において、監査での指摘事項を全ての JA 担当者と共有するとともに、JA 担当者に対し、ミス防止</p>

	<p>やチェック体制の強化、農家指導の徹底等について指導した。</p> <p>本事業は、平成20年度をもって廃止したが、他事業においても補助金事務の適正な執行を指導するとともに、十分な審査を実施する。</p>
--	--

監 査 対 象 機 関	伊万里市土地改良区ほか11団体
所 管 課	農 地 整 備 課
<p>(監査の結果)</p> <p>(1) 補助金交付要綱の内容で適正でないものがあった。</p> <p>補助金交付決定及び額の確定の事務処理に60日以上かかっている。補助金交付要綱に定める事業においては交付決定等において一部国等の関与を受けるとことや交付決定と同時に額の確定を行うこともあって、事務処理に要する標準的な期間設定の定めがない。</p> <p>しかしながら、事業の中には国等の関与も受けない県単独補助事業も含まれているので、標準的な事務処理期間を定め、速やかな事務処理を行うよう事務改善に努められたい。</p> <p>補助金交付申請日 平成19年4月10日 交付決定及び額の確定日 平成19年6月22日</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>標準的な事務処理期間を定めるとともに、速やかな事務処理を行うよう事務改善に努めたい。</p>

監 査 対 象 機 関	佐賀県人権・同和教育研究協議会
所 管 課	学 校 教 育 課
<p>(監査の結果)</p> <p>(1) 年間事業費の決算の在り方で指導を要するものがあった。</p> <p>佐賀県人権・同和教育研究協議会の会計年度は、協議会会則第15条で4月1日から翌年3月31日までとすると定めてあるが、翌年度も協議会が存続するにもかかわらず決算</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>当該団体に対し、監査結果通知の写しを送付するとともに、会計処理が不適切であることを説明し、今後、決算のための監査については、会計年度終了後に実施し、適切な決算処理を行うよう指導を行った。</p> <p>なお、この指導を受け当該団体では、</p>

のための監査実施が3月中旬に行われていた。このため、調査研修費の旅費（17,560円）と研修会費の会場費（4,200円）の支出については、平成19年3月中に支払われているにもかかわらず、平成18年度の支出として整理せず平成19年度の支出として整理され不適切である。

所管課においては、補助事業者が適切な決算を行うよう指導されたい。

平成20年度決算より、会計年度終了後の4月に監査を実施し、平成21年度以降も会計年度終了後に監査を実施することとしたとの報告を受けた。

（指定管理者関係）

監 査 対 象 機 関	唐津市（佐賀県波戸岬海浜公園・佐賀県風に見える丘公園・佐賀県花と冒険の島）
所 管 課	有明海再生・自然環境課
<p>（監査の結果）</p> <p>（波戸岬海浜公園、花と冒険の島）</p> <p>（1）事業報告書の記載内容について検討を要するものがあつた。</p> <p>仕様書においては、指定管理業務の内容等を具体的に記載し、指定管理者にその実行を求めているが、事業報告書は仕様書に定める指定管理業務の具体的な実施状況が把握できるような内容とはなっていない。所管課においては、事業報告書に記載させる内容について検討されたい。</p> <p>（波戸岬海浜公園）</p> <p>（1）利用促進策を検討すべき施設があつた。</p> <p>指定管理施設の利用者数がオートキャンプ場を除き全体的に低迷していることから、海浜公園全体の利用促進策について指定管理者とともに検討されたい。特に、昨年度で利用者が皆無となったテニスコートについては、施設設置者である県も主体性をもって、用途の変更可能性も含め今後の活用計画を検討されたい。</p>	<p>（措置の内容）</p> <p>事業報告書の記載内容については、仕様書記載の指定管理業務に沿って、具体的な実施状況が把握できる内容にするよう指示をした。</p> <p>テニスコートについては、唐津市と協議した結果、2面のみを残し、残りの4面は廃止することとした。</p> <p>テニスコートを含めた海浜公園全体の利活用策については、今後の施設のあり方について検討しており、その中で指定管理者とともに検討していきたい。</p>

監 査 対 象 機 関	財団法人佐賀県母子寡婦福祉連合会（佐賀県母子福祉センター）
所 管 課	母 子 保 健 福 祉 課
<p>（監査の結果）</p> <p>（１）年間事業報告書の内容が不十分なものを受理していた。</p> <p>仕様書では、年間事業報告書に自己評価を記載するとともに、その自己評価は利用者モニタリング（アンケート）の結果をもとに行うこととなっている。しかしながら、自己評価や利用者モニタリングは実施されておらず、所管課においては、事業報告書が不備なまま受理していた。</p> <p>また、仕様書の規定では、利用者から聴取する意見や満足度の項目は、県と協議して定めるとされているが、これもなされていなかった。</p> <p>（２）事業計画書、事業報告書の記載内容について検討を要するものがあった。</p> <p>協定書や仕様書では、事業報告書にはセンターの利用状況（利用者数等）とともに管理運営業務の実施状況について記載するようになっているが、事業報告書には、利用状況は記載されているものの、管理運営業務の実施状況が分かるようにはなっていない。また、事業計画書においても、管理運営業務について、協定書・仕様書の項目にしたがった記載になっておらず、不明確であった。所管課においては、事業計画書・事業報告書に記載させる内容について検討されたい。</p> <p>（３）事業計画（案）、収支予算（案）の提出時期の規定で検討を要するものがあった。</p> <p>仕様書では、事業計画書（案）、収支予算書（案）の提出時期は前年度の９月末となっているが、提出されていない。</p>	<p>（措置の内容）</p> <p>指定管理者は、利用者から、施設運営に対する意見や満足度を以前から聴取していた。しかし、その項目について、県・指定管理者間の協議がなされていなかった。</p> <p>平成 20 年度において、県・指定管理者間で協議し、利用者から聴取する意見や満足度等の項目を定めた。また、施設の管理運営に対する自己評価も行われ、その結果を事業報告書に記載したものが県に提出された。</p> <p>今回の監査結果に基づき、平成 21 年度(上半期)の事業報告書では管理運営業務の実施状況が報告された。</p> <p>また、平成 21 年度（下半期）の年度協定書に添付の業務仕様書には、事業計画書及び事業報告書に記載させる内容を明記したところである。</p> <p>検討した結果、前年度 9 月末日までに次年度の事業計画書（案）及び収支予算書（案）を提出させる必要性は認められなかったため、仕様書の規定の見直しを行い、提出期限を前年度 2 月末日とした。</p>

<p>仕様書の規定は、県の標準的な仕様書のままとなっているようであり、前年9月末までに案の段階で提出させる必要があるかどうか、施設の実態に応じて規定の見直しを検討されたい。</p>	<p>21年度（下半期）のみ9月15日 指定管理期間：H21.4.1～21.9.30 H21.10.1～24.3.31</p>
--	---

監 査 対 象 機 関	社会福祉法人佐賀県社会福祉協議会（佐賀県立児童養護施設聖華園）
所 管 課	母 子 保 健 福 祉 課
<p>（監査の結果）</p> <p>（1）事業報告書の内容が不十分なものを受理していた。 仕様書では、事業報告書には自己評価を記載すること、そのために利用者モニタリングを実施することとなっているが、両方ともなされておらず、所管課においては、事業報告書が不備なまま受理していた。</p> <p>（2）事業計画（案）、収支予算（案）の提出時期の規定で検討を要するものがあった。 仕様書では、事業計画書（案）、収支予算書（案）は、毎年9月末までに翌年度分を県に提出することとなっているが、提出されていなかった。 仕様書の規定は、県の標準的な仕様書のままとなっているようであり、前年9月末までに案の段階で提出させる必要があるかどうか、施設の実態に応じて規定の見直しを検討されたい。</p> <p>（3）施設の利用状況報告について検討が必要なものがあった。 協定書では毎月の利用状況を翌月</p>	<p>（措置の内容）</p> <p>指定管理者は、利用者から、施設運営に対する意見や満足度を毎年聴取していた。しかし、その項目について、県・指定管理者間の協議がなされていなかった。 今回の監査結果に基づき、県・指定管理者間で協議し、利用者から聴取する意見や満足度等の項目を定めた。また、施設の管理運営に対する自己評価も行われ、その結果を事業報告書に記載したものが県に提出された。</p> <p>検討した結果、前年度9月末日までに次年度の事業計画書（案）及び収支予算書（案）を提出させる必要性は認められなかったため、仕様書の規定の見直しを行い、提出期限を前年度末日とした。</p> <p>協定書に基づく毎月の利用状況の報告書と措置費請求の文書に添付するよう求めている資料は、その報告や添付</p>

の10日までに県に報告することとなっているが、報告はなされていなかった。ただし、施設から母子保健福祉課に毎月提出している措置費の請求の文書には、協定書で示されている施設の利用状況に係る報告事項がすべて資料として添えられていた。

協定書の規定どおりに報告を実行すると、指定管理者に二重の事務を課すことになるので、この規定の取扱いについて検討されたい。

を求めている目的が異なっている。

よって、毎月の施設の利用状況について、協定書に基づき県に報告するよう指導した。

監 査 対 象 機 関	財団法人佐賀県手をつなぐ育成会（知的障害者通勤寮九千部寮・金立寮）
所 管 課	障 害 福 祉 課
<p>（監査の結果）</p> <p>（九千部寮、金立寮）</p> <p>（1）正味財産の取扱いで、検討を要するものがあつた。</p> <p>当施設は、平成20年度末で民間移譲されることが決定しており、当年度末の正味財産の取扱いを早急に検討されたい。</p> <p>平成19年度末正味財産額 16,874,151円（九千部寮） 8,009,778円（金立寮）</p> <p>（2）事業報告書で速やかに提出されていないものがあつた。</p> <p>業務仕様書では、年間事業報告書のうち利用実績及び管理業務の実績は、毎事業年度終了後、速やかに県に提出するとなっているが、指定管理者からは、6月末が提出期限となっている他の実績報告関係書類とともに6月27日に提出されており、所管課も提出期限について指導をしていなかった。</p> <p>（3）事業計画（案）の提出時期の規定で検討を要するものがあつた。</p>	<p>（措置の内容）</p> <p>平成20年度収支決算に係る正味財産については、佐賀県手をつなぐ育成会と協議の結果、県へ返還させることとした。</p> <p>平成20年度の年間事業報告書は、県より佐賀県手をつなぐ育成会へ指導を行い、育成会平成21年4月24日付けで受理した。</p> <p>知的障害者通勤寮は、平成21年4月</p>

業務仕様書の規定では、前年度の9月末日までに次年度の事業計画（案）及び収支予算書（案）を作成し県に提出するとなっているが、提出されていない。

仕様書の規定は、県の標準的な仕様書のままとされているようであり、九千部寮・金立寮は平成21年度から民間移譲されるので規定を改正する必要はないものの障害福祉課の他の指定管理施設で同様な規定があれば、前年9月末日までに案の段階で提出させる必要があるかどうか、施設の実態に応じて規定の見直しを検討されたい。

(4) 事業計画書の記載内容で不十分なものがあつた。

法人から提出されている平成19年度の指定管理者としての事業計画書には、法人全体の事業計画が添付されているに過ぎず、基本協定書に掲げている「通勤寮の施設の利用に関する業務」、「通勤寮の施設の維持及び管理に関する業務」の事業の計画が示されているとは認められなかつた。

に民間移譲を行うため、翌年度の事業計画（案）を提出させる必要がなかつたため、業務仕様書の変更は行わない。

障害福祉課の他の指定管理施設である佐賀県点字図書館及び勤労身体障害者教養文化体育館についても事業計画（案）を前年9月末日までに提出させることとしている。指定管理施設の実態に応じて規定の見直しを検討した結果、翌年度の当初予算を編成する際、もとなる資料として翌年度の事業計画（案）を提出させる必要があるため、当初の業務仕様書に基づいて処理することとした。

平成20年8月6日付けで、平成20年度の事業計画書を基本協定書に掲げている。

事業内容に基づき修正を行い、新たに提出させた。

監 査 対 象 機 関	佐賀県物産振興協会（佐賀県産業振興センター）
所 管 課	商 工 課
<p>(監査の結果)</p> <p>(1) 事業報告書で速やかに提出されていないものがあつた。</p> <p>基本協定書では、管理運営業務の実施状況及びセンターの利用状況は、毎年度の業務完了後速やかに提出することとなっているが、指定管理者からは、6月末が提出期限となっている収支決算書と一緒に6月30日付けで提出されており、所管課も提出期限について指導をしていなかった。</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>管理運営業務の実施状況及びセンターの利用状況については速やかに提出するよう団体に指導を行った。今後このようなことのないよう適正な執行に努める。</p>

(2) 貸付物品の管理に不適切なものがあつた。

県では、平成19年4月1日付けで、県が協会に貸し付けている備品のうち5万円未満のものを備品から除外し、協会に示されている。しかしながら、5万円未満の物品も指定管理業務の実施に必要なものであり、平成21年度からの新たな指定管理期間における指定管理者の募集に当たっては、指定管理業務に必要な物品を指定管理者に別途調達してもらうような仕様にはなっておらず、現在使用している物品が使われることが前提になっている。所管課においては、備品から外した物品も貸付物品一覧として整理し、適切に管理されたい。

(3) 業務仕様書で示した清掃面積の変更について内容を確認し、指示していなかった。

産業振興センターの改装に伴い、仕様書に明記している再委託する際の最低基準の清掃面積について再設定の必要があつたのに見直さず、指定管理者にも指示していなかった。

備品から外した物品も貸付物品一覧に加え、物品貸付契約の変更を行った。

今後、業務仕様書の内容に変更が生じた場合は、速やかに指定管理者と協議し、適切な処理を行う。

監 査 対 象 機 関	伊万里市（伊万里人工海浜公園）
所 管 課	港 湾 課
<p>(監査の結果)</p> <p>(1) 管理物件の取扱で適正でないものがあつた。 管理運營業務を行わせるにあたり、管理する物件を財産台帳及び備品台帳等で示していなかった。</p> <p>(2) 基本協定書に記載すべき事項の記載漏れがあつた。 基本協定書第6条に記載すべき、管理対象施設の所在地、名称が記載されていなかった。これらは管理対象施設に係る基本事項であり、財産</p>	<p>(措置の内容)</p> <p>備品（5万円以上）については県所有のものはなかった。 財産台帳については、伊万里市に対して示した。</p> <p>平成21年度からの指定管理期間更新の際に新たに締結した基本協定書においては第6条で管理対象施設の所在地・名称を記載している。</p>

台帳、備品台帳の不備と併せ、協定書の効力そのものにも影響するものである。指定管理開始当時の所管課における文書審査が不十分であったものであり、今後の事務処理は適切になされたい。

(3) 事業報告書の記載内容等について検討を要するものがあつた。

指定管理者から提出された事業報告書の記載内容は、仕様書で規定されている指定管理業務の実施状況が具体的に分かるようにはなっていなかった。また、事業報告書には、仕様書において規定されているモニタリング(アンケート等)が実施できなかったことが記載されていた。所管課においては、事業報告書に記載させる内容やモニタリングの実施方法等事業の検証方法について検討されたい。

(4) 事業報告書で速やかに提出されていないものがあつた。

基本協定書では、管理運営業務の実施状況及び海浜公園の利用状況は、年度終了後速やかに提出することとされているが、指定管理者からは、決算書等と一緒に、6月17日に提出されていた。

同じく14条に基づく平成19年度の事業報告確認通知がなされていなかった。(平成18年度分は通知済み)所管課においては、内容確認のうえ、速やかに通知されたい。

(5) 施設損害賠償責任保険契約で検討すべきものがあつた。

協定書では、指定管理者は、指定管理者の責に帰すべき事由により発生した損害賠償責任を達成するために必要があると認めるときは、施設損害賠償責任保険等の適切な保険に加入する旨規定されている。

実際の契約内容を確認したところ、保険対象面積と指定管理区域の面

平成20年度事業報告書においては、「4 管理業務の実施状況」の中で、業務仕様書規定の指定管理業務のそれぞれについて具体的な実施状況を記載するよう指導を行った。

また、モニタリング(アンケート等)については港湾課所管の他施設(太良人工海浜公園、住ノ江港緑地)で実施している内容を元に今年度の実施についての指導を行った。

平成20年度事業報告書については4月と6月の2回に分けて提出するよう指導を行った。平成19年度の事業報告確認通知については監査での指摘を受け、速やかに通知を行った。

指定管理区域のうち海浜と遊泳区域を合わせた面積は80,000㎡であるが、保険契約上の施設面積は60%の48,000㎡としている。このことについて伊万里市と協議を行ったところ、「60%の契約でも指定管理区域全体での事故をカバーできると保険会社と契約する前に協議済みである」とのことだったため、従来どおりの契約で足りる

積とが一致していなかった。現行の規定は、契約を結ぶかどうかも含め指定管理者に判断が委ねられているが、当施設は遊泳場という性格上、事故が発生する可能性が高いと考えられることから、所管課においては、保険契約に必要な内容を仕様書に具体的に盛り込むなど、指定管理者が結ぶべき保険契約への関与の在り方について検討されたい。

保険対象面積	48,000㎡
指定管理区域の面積	102,400㎡
うち人工海浜部分	24,000㎡
地等土地部分	22,400㎡
遊泳区域部分	56,000㎡

と判断した。

今後は所管課としての関与のあり方を明確にするためにも、業務仕様書への記載を行うこととしたい。

監 査 対 象 機 関	太良町（太良人工海浜公園）
所 管 課	港 湾 課
（監査の結果）	（措置の内容）
（１）管理物件の取扱で適正でないものがあった。 管理運營業務を行わせるにあたり、管理する物件を財産台帳及び備品台帳等で示していなかった。	備品（５万円以上）については県所有のものはなかった。 財産台帳については、太良町に対して示した。

監 査 対 象 機 関	小城市（住ノ江港緑地）
所 管 課	港 湾 課
（監査の結果）	（措置の内容）
（１）管理物件の取扱で適正でないものがあった。 管理運營業務を行わせるにあたり、管理する物件を財産台帳及び備品台帳等で示していなかった。	備品台帳及び財産台帳については、小城市に対して示した。

平成21年4月1日付け機構改革に伴い、所管課が移管したものや所管課の名称が変更となったものについては、機構改革後の所管課名で記載している。